

第4次春日市男女共同参画推進プラン

令和3年3月
春日市

春日市男女共同参画都市宣言



私たちは、性の違いにかかわらず、互いを一人の人間として思いやり、市民一人ひとりが豊かなライフスタイルを創造するまち「かすが」の実現をめざして、ここに男女共同参画都市を宣言します。

- 男女がともに、性の違いを超えて互いを尊重し、多様な個性と生き方を認め合うまち「かすが」をめざします。
- 男女がともに、一人ひとりの能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「かすが」をめざします。
- 男女がともに、一人の人間として自立し、輝きながら生き生きと暮らせるまち「かすが」をめざします。
- 男女がともに、平和で豊かな社会の実現を願い、その思いを世界に広げるまち「かすが」をめざします。

平成11年9月24日

策定にあたって



本市では、性の違いにかかわらず、すべての人が、お互いを一人の人間として尊重し、それぞれが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

このたび、第3次春日市男女共同参画プラン（2016～2020）の評価を踏まえて、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とする「第4次春日市男女共同参画プラン」を策定しました。

我が国の人口は10年ほど前から減少に転じており、このことは、社会経済に大きな影響を与えつつあります。我が国が持続可能な社会を維持していくためには、労働力不足、社会保障の問題等が大きな課題であり、また、多発する自然災害や予期できぬ感染症の発生等、社会的リスクへの早急な対応も求められています。

将来にわたり、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりに繋がる男女共同参画の実現のために、市民、行政、企業、各種団体が一体となって、本プランに基づき様々な施策を推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました審議会委員及び市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

春日市長 井上 澄和

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的	9
2 計画策定の背景	9
①国際的な動き	
②国等の動き	
③春日市の動き	

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ	13
2 計画の性格	13
3 計画の期間	14
4 進行管理	14
5 施策の体系	16
6 重点項目	17

第3章 施策の展開

目標1 豊かな未来が広がる男女共同参画への意識改革	20
主要課題(1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	20
主要課題(2)男女共同参画に関する広報活動の充実	22
主要課題(3)教育における男女共同参画の推進	23
目標2 女性の活躍推進と男女が共に能力を活かす環境づくり	28
主要課題(1)各分野における女性活躍の推進	28
主要課題(2)ワーク・ライフ・バランスの推進	32
主要課題(3)ハラスメントのない環境づくりの推進	35
主要課題(4)男女が共に担う子育て・介護への支援	37
目標3 男女が安心して暮らせる社会づくり	40
主要課題(1)配偶者等からの暴力根絶に向けた取組の推進	40
主要課題(2)生涯を通じ、安定した生活を送るための支援	44
主要課題(3)防災・防犯における男女共同参画の推進	46

第4章 計画推進のための取組

参考資料

1 用語解説	55
2 第4次春日市男女共同参画プラン策定経過	60
3 令和元年度春日市男女共同参画に関する市民意識調査 概要	61
4 関係団体ヒアリング(自治会・男女共同参画ネットワーク春日)概要	62
5 春日市男女共同参画審議会委員名簿	63
6 春日市男女共同参画審議会規則	64
7 春日市男女共同参画推進本部設置要綱	65
8 関連諸法	67
(1)日本国憲法	
(2)男女共同参画社会基本法	
(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
(4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
(5)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	
(6)春日市男女共同参画を推進する条例	
9 関連年表	98

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。

しかしながら、現状では、男女の役割を性別により固定化する考え方やこれに基づく社会における制度または慣行は依然として残っており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されています。

そこで、これからの春日市の明るい未来を築くためにも、男女が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができ、共に責任をもって築き上げる男女共同参画社会の実現に向け、市民とともに協力しながら男女共同参画を推進するため、第4次春日市男女共同参画推進プランを策定します。

2 計画策定の背景

①国際的な動き

ジェンダー平等の取り組みは国際連合(以下「国連」という。)の女性の地位向上に係る活動等、国際社会における様々な取り組みと連動して推進されてきました。

平成27年(2015年)9月、国連で、先進国と開発途上国が共に取り組むべき令和12年(2030年)までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

SDGsでは、ジェンダー平等が目標の一つとして掲げられただけでなく、「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が、すべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示されました。

②国等の動き

日本国内では、平成11年(1999年)に公布・施行された男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画の実現に向けた取り組みが実施されてきました。最近では、女性が自身の意識によってキャリアを構築し、スキルを十分に発揮することが可能となる社会づくりを目指すため、平成27年(2015年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立しました。

さらに、M字カーブを解消するため、平成29年(2017年)「子育て安心プラン」を公表し、保育の受け皿の拡大及び女性の就業率を向上するための整備を行うように明記しました。

また、平成30年(2018年)には男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

加えて、平成13年(2001年)に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」は、平成25年(2013年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改名され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者の暴力に準じて、DV防止法の対象となるよう改正されました。

福岡県では、平成13年(2001年)に、男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会実現に向けた取り組みが進められてきました。平成8年(1996年)に、春日市に開設された「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」を拠点施設として男女共同参画を推進しています。

また、平成31年(2019年)には全国で初めて、「性暴力」を定義するとともに、被害者に二次被害を生じさせる行為の根絶、性暴力根絶及び性被害からの被害者支援に関する総合的な教育の実施、再犯防止に向けた加害者の社会復帰支援を規定した「福岡県における性暴力を根絶し、性被害からの県民等を守るための条例」を施行しました。

③春日市の動き

平成11年(1999年)、県下で3番目に「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けた決意を対外的に表明しました。

平成17年(2005年)に、「春日市男女共同参画プラン」を、平成22年(2010年)には「第2次春日市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成18年(2006年)には、市と市民が互いに協力しながら男女共同参画を推進することを目的とし、「春日市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。

平成27年(2015年)「春日市男女共同参画審議会」から第3次計画策定に向けての重要施策の答申を受け、第3次春日市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画のまちづくりを推進してきました。

令和元年(2019年)には「春日市市民意識調査」を実施し、翌令和2年(2020年)「男女共同参画審議会」から第4次計画策定に向けての重要施策の答申を受け、本計画を策定しました。

第2章 計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

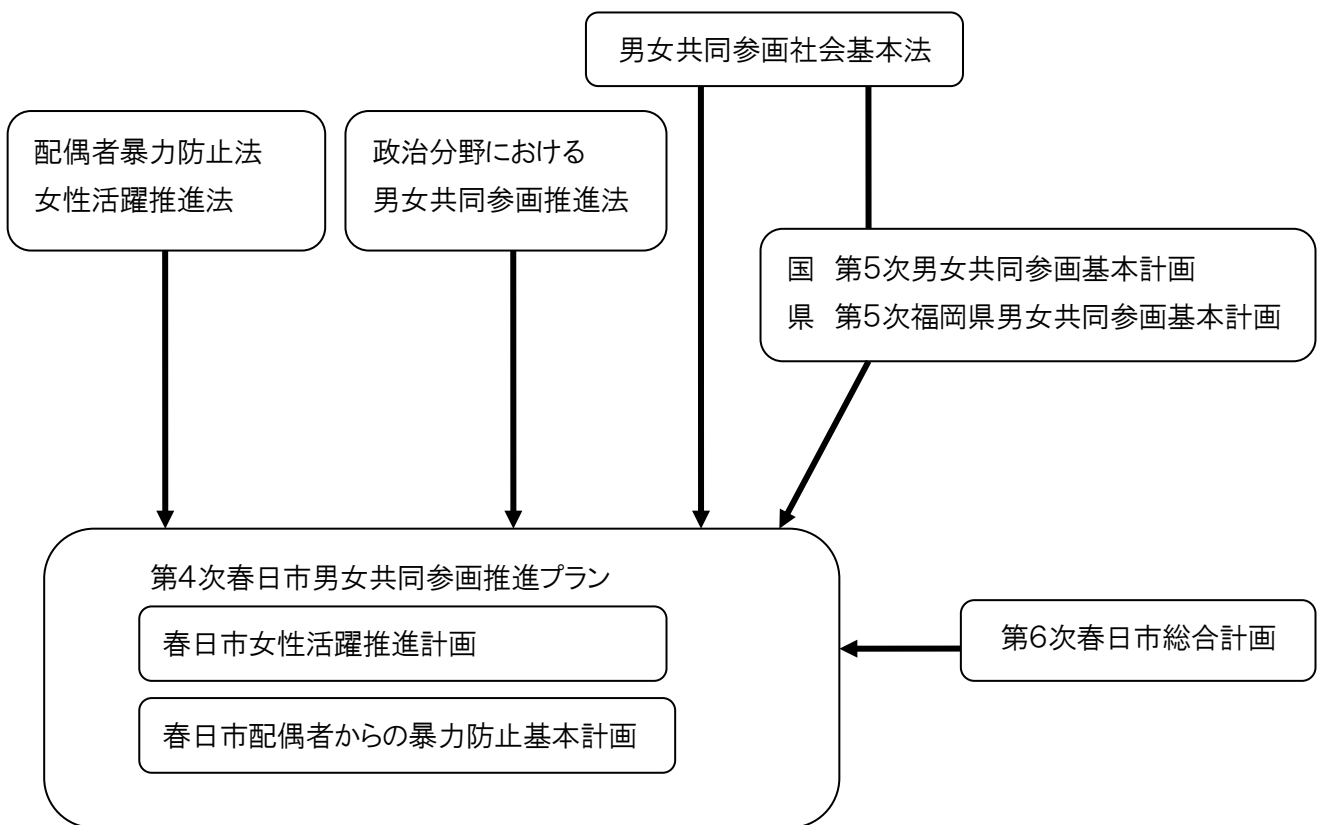
1 計画の位置づけ

男女共同参画社会の実現に関する以下の法律に定められた市町村における基本(推進)計画とします。

- (1)本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に規定する市町村男女共同参画計画とするとともに、平成18年(2006 年)に制定された「春日市男女共同参画を推進する条例」に基づいた計画とします。
- (2)本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項に規定する市町村推進計画とします。
- (3)本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画とします。

2 計画の性格

- (1)本計画は「第3次春日市男女共同参画プラン」を継承し、「男女共同参画社会基本法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「男女共同参画基本計画」、「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策の指針となるものです。
- (2)本計画は、目標達成のための主要課題、その課題解決に向けた施策の基本的方向及び具体的な事務事業と体系づけた実施計画を示しています。
- (3)本計画は、「第6次春日市総合計画」における「まちづくりの指針」の一つ「男女共同参画社会の実現」に基づき、春日市における各種計画等とも整合性を図りながら、男女共同参画社会実現のために、市民、企業、各種団体、行政等が一体となって推進するものです。
- (4)本計画の推進を通して、「SDGs (持続可能な開発目標)」の達成に貢献します。



3 計画の期間

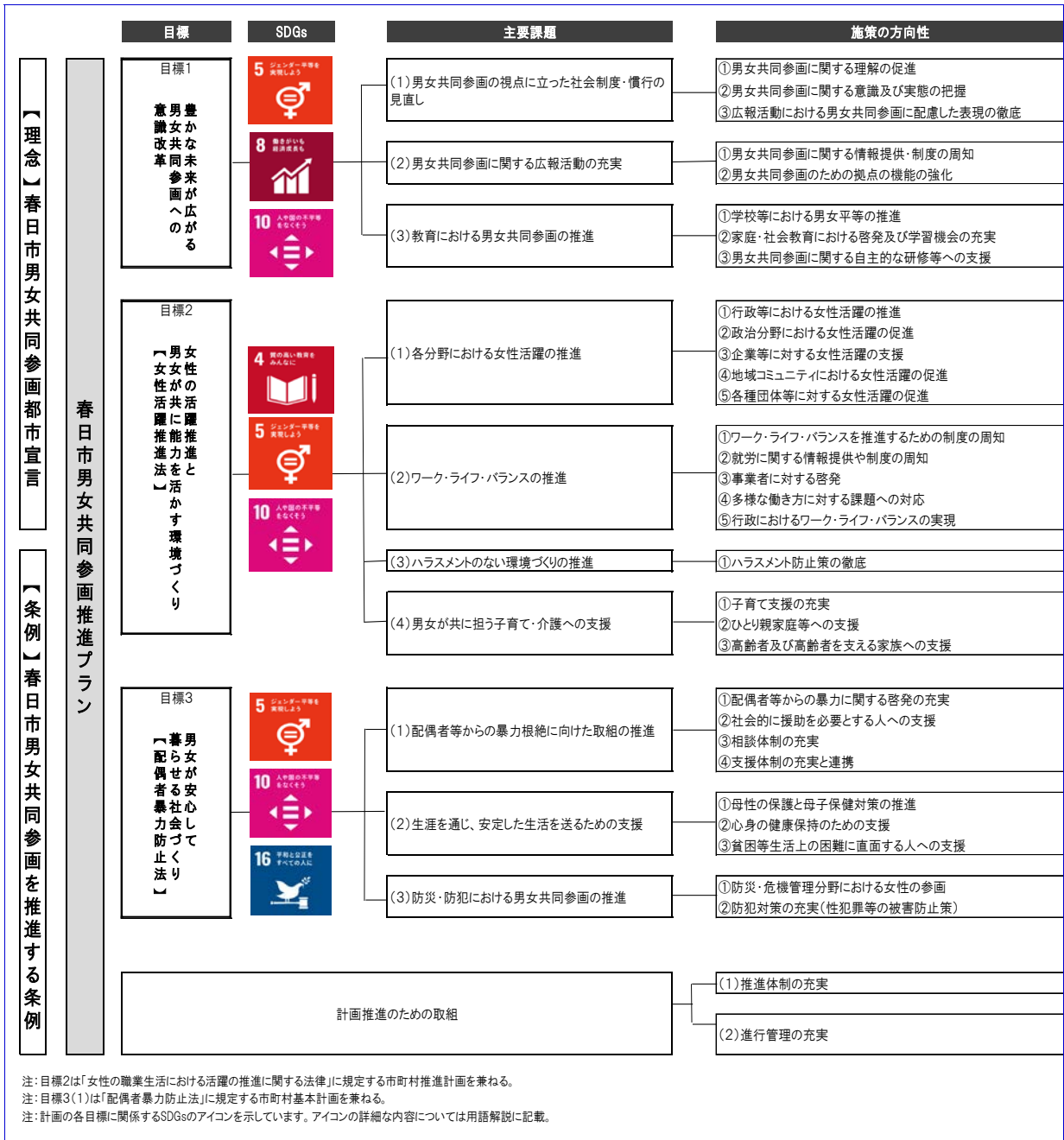
「第4次春日市男女共同参画推進プラン」の期間は、「第6次春日市総合計画」の最終年度に合わせ、令和3年(2021年)度から令和7年(2025年)度までの5年間とします。

		年 度				
		令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
国	男女共同参画基本計画	第5次				
県	福岡県男女共同参画計画	第5次				
春日市	総合計画	第6次				
	男女共同参画推進プラン	第4次				

4 進行管理

本計画を実行性あるものとするとともに、進行管理を行うため、第3次プランと同じく各目標に1～2項目の重点項目を設定しました。重点項目には『指標』と『目標値』を設定し、『実施状況報告書』において、毎年度達成状況を進行管理することとしました。

5 施策の体系



6 重点項目

第4次春日市男女共同参画推進プラン(重点項目)

特に以下の項目を『重点項目』として、施策や事業を推進していきます。

目標1 豊かな未来が広がる男女共同参画への意識改革

- (1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ①男女共同参画に関する理解の促進
男女共同参画に関する講座等への参加促進 ----- 21
- (2)男女共同参画に関する広報活動の充実
 - ②男女共同参画のための拠点の機能の強化
男女共同参画センター（じよなさん）の機能の充実 ----- 22
- (3)教育における男女共同参画の推進
 - ②家庭・社会教育における啓発及び学習機会の充実
PTA 等人権学習促進事業の支援 ----- 26

目標2 女性の活躍推進と男女が共に能力を活かす環境づくり

- (1)各分野における女性活躍の推進
 - ②政治分野における女性活躍の促進
政治分野における女性活躍の促進 ----- 30
 - ④地域コミュニティにおける女性活躍の促進
地域活動における性別役割分担意識の解消 ----- 31
- (2)ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ③事業所に対する啓発
事業所に対する啓発 ----- 33
 - ⑤行政におけるワーク・ライフ・バランスの実現
ワーク・ライフ・バランスの実現 ----- 34

目標3 男女が安心して暮らせる社会づくり

- (1)配偶者等からの暴力根絶に向けた取組の推進
 - ①配偶者等からの暴力に関する啓発の充実
市民への正しい理解の普及 ----- 42
- (3)防災・防犯における男女共同参画の推進
 - ①防災・危機管理分野における女性の参画
地域防災活動への女性の参画促進 ----- 46

第3章 施策の展開

目標1 豊かな未来が広がる男女共同参画への意識改革

少子高齢化の進行等、社会や経済を取り巻く環境が急激に変化しており、様々な分野において女性の社会進出が進んでいます。その一方で、伝統的な固定的性別役割分担意識、性差に対する偏見や社会制度・慣行は根強く残っています。固定的性別役割分担意識の解消は、男女共同参画社会の実現に向けて、重要な取組の一つです。

また、男女共同参画意識を啓発するためには、広報活動を充実する必要があります。様々な媒体を通して、効果的な広報活動を実施していく必要があります。

さらに、男女共同参画意識を醸成するため、子どもの頃から、性別にとらわれない自己形成ができるための教育環境が必要です。そのためには、幼児教育、学校教育、社会教育等、あらゆる教育関係者に対して研修等を行い、意識改革を実施していく必要があります。

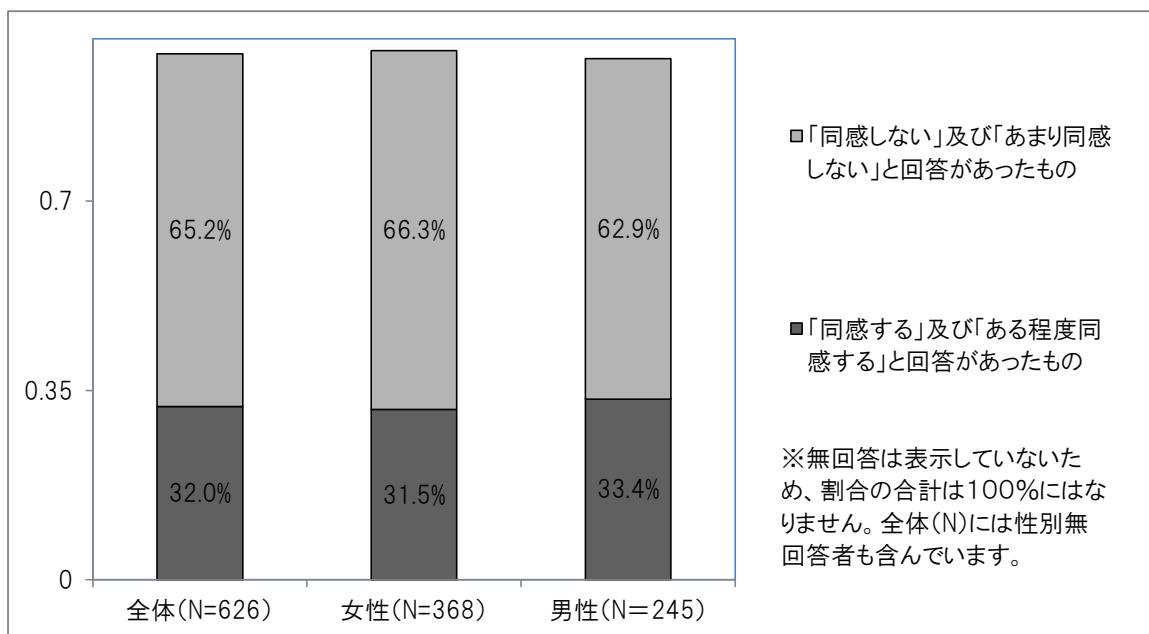
主要課題(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

春日市では、男女共同参画週間における啓発等、様々な事業を通じて、男女共同参画意識の向上を図ってきました。しかし、伝統的な固定的性別役割分担意識、性差に対する偏見や社会制度・慣行は根強く残っています。

男女共同参画社会の実現には、「男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要である」という考え方を理解するとともに、意識を育てていく必要があります。

また、男女共同参画意識を醸成するためには、男女共同参画に関する実態の把握を継続的に実施していく必要があるとともに、ジェンダーにとらわれない表現の使用についても引き続き徹底していく必要があります。

図1 ■「男は仕事、女は家庭」という考え方について [全体、性別] ■



資料：春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

施策の方向性 ①男女共同参画に関する理解の促進

男女共同参画に関する理解を促すため、男女共同参画に関する講座を開催し、参加を促進するように努めるとともに、市職員等を対象とした研修を実施します。

No.	取組	内容	担当課
1	男女共同参画に関する講座等への参加促進	固定的性別役割分担意識を解消するため、男女共同参画に関する講座を開催し、参加を促進する。	人権男女共同参画課
2	市職員等を対象とした研修の実施	市職員(会計年度任用職員を含む。)等を対象とした男女共同参画に関する研修を実施する。	人権男女共同参画課 人事法制課



【重点項目】 男女共同参画に関する講座等への参加促進

指標	現状値	目標値	担当課
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、「あまり同感しない」、「同感しない」と感じている市民の割合	65.2%	70.0%	人権男女共同参画課
男女共同参画に関する講座の定員に対する講座参加者数の割合	20～140%	各講座参加定員の70%以上	人権男女共同参画課

施策の方向性 ②男女共同参画に関する意識及び実態の把握

男女共同参画に関する市職員の意識及び実態を把握するため、調査を実施します。

No.	取組	内容	担当課
3	市職員の意識及び実態調査の実施	市職員の職場における男女共同参画の意識及び実態を把握するため調査を実施するとともに、調査結果に応じた研修を実施する。	人権男女共同参画課

施策の方向性 ③広報活動における男女共同参画に配慮した表現の徹底

男女共同参画の視点に立った広報活動を行うため、男女共同参画に配慮した広報物の作成を徹底します。

No.	取組	内容	担当課
4	ジェンダーにとらわれない表現の使用	男女共同参画の視点に立った広報のガイドラインに基づき、市広報紙等の作成にあたっては、ジェンダーにとらわれない表現の使用を徹底する。	全担当課

主要課題（２） 男女共同参画に関する広報活動の充実

春日市では、市の広報紙やSNS等を通じて、男女共同参画に関する情報提供や啓発を行ってきました。今後も引き続き、対象者ごとに効果的な広報媒体で情報発信や啓発を実施する必要があります。

また、男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画センター「じよなさん」での市民活動の支援や、情報の送受信機能の充実等を図る必要があります。

施策の方向性 ①男女共同参画に関する情報提供・制度の周知

効果的な広報媒体を使用して男女共同参画に関する情報を提供するとともに、男女共同参画を推進する条例に基づいた制度の周知を行います。

No.	取組	内容	担当課
5	市広報紙、啓発冊子等による啓発の推進	市広報紙や啓発冊子、SNS等に男女共同参画に関する内容を掲載し、男女共同参画の意識向上を図る。	人権男女共同参画課
6	苦情処理制度の周知・利用促進	男女共同参画に関する苦情処理制度の周知や利用促進を図る。	人権男女共同参画課
7	市民提案制度の周知・利用促進	男女共同参画に関する市民提案制度の周知や利用促進を図る。	人権男女共同参画課

施策の方向性 ②男女共同参画のための拠点の機能の強化

男女共同参画センター（じよなさん）の利用を促進させるため、講座等の開催を通して、情報を発信するとともに、情報を得ることができやすい環境づくりを行います。

No.	取組	内容	担当課
8	男女共同参画センター（じよなさん）の機能の充実	男女共同参画センター（じよなさん）を市民活動の場だけではなく、男女共同参画の情報を送受信する場としての機能の充実を図る。	人権男女共同参画課



【重点項目】 男女共同参画センター（じよなさん）の機能の充実

指標	現状値	目標値	担当課
男女共同参画センター研修室の稼働 (利用コマ数/開所日×4コマ)	28.3%	35.0%	人権男女共同参画課

主要課題(3) 教育における男女共同参画の推進

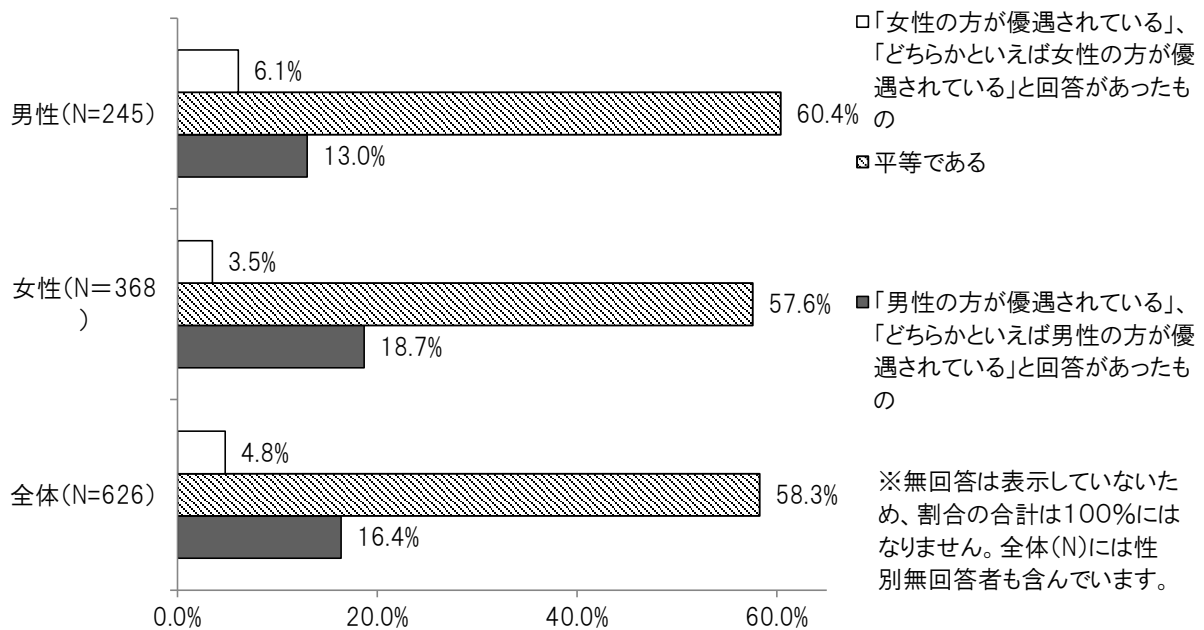
市民意識調査によると、学校教育の場における男女の地位が「平等」と考える人の割合が58.3%と、全体の5割強を占めており、若年層では男女共同参画意識が形成されてきています。

次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、引き続き、意識啓発に係る教育を推進する必要があります。

家庭における教育は子ども的人格形成に大きな影響を与えます。市民意識調査によると、「女の子も男の子と同等に仕事を持ち、経済的に自立できるよう育てる」、「男の子にも炊事、掃除、洗濯などの生活に必要な技術を身に付けるよう育てる」、「幼い時から男女の区別をしないで同じように育てる」、といった意見に対して過半数が賛成しています。

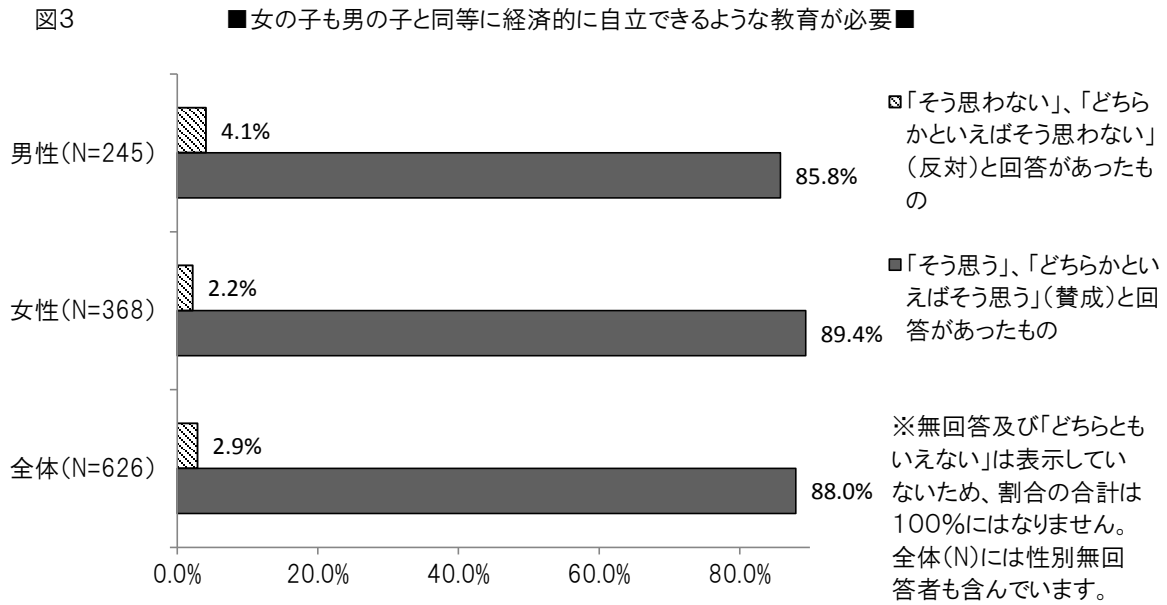
しかし、現実には「家計を支える(生活費を稼ぐ)」のは主に夫、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」のは、ほとんど妻となっており、固定的性別役割分担意識が今もなお根強く残っていることが見受けられます。今後も保護者などを対象とした学習機会を充実し、引き続き固定的性別役割分担意識の解消を図る必要があります。

図2 ■学校教育の場における男女の平等感■



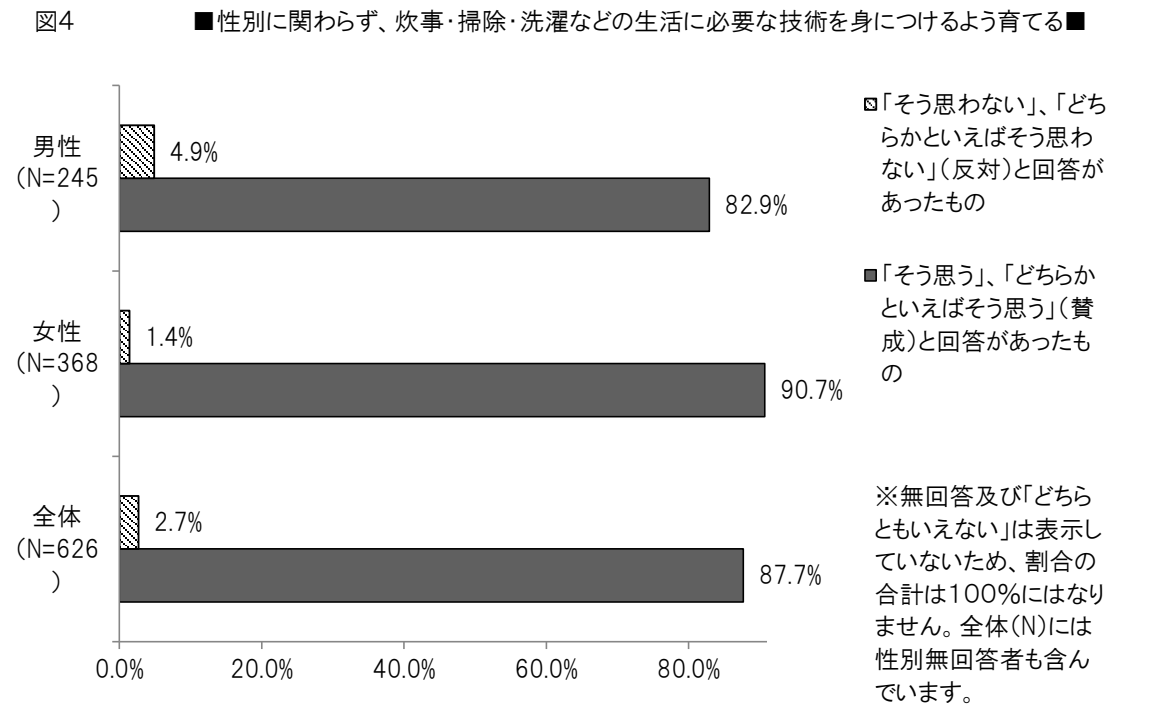
資料:春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

○子どものしつけや教育について○



資料:春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

参考:福岡県の意識調査結果:賛成94.6%、反対0.8%
 (男女共同参画社会に向けての意識調査報告書 令和2年3月 福岡県)

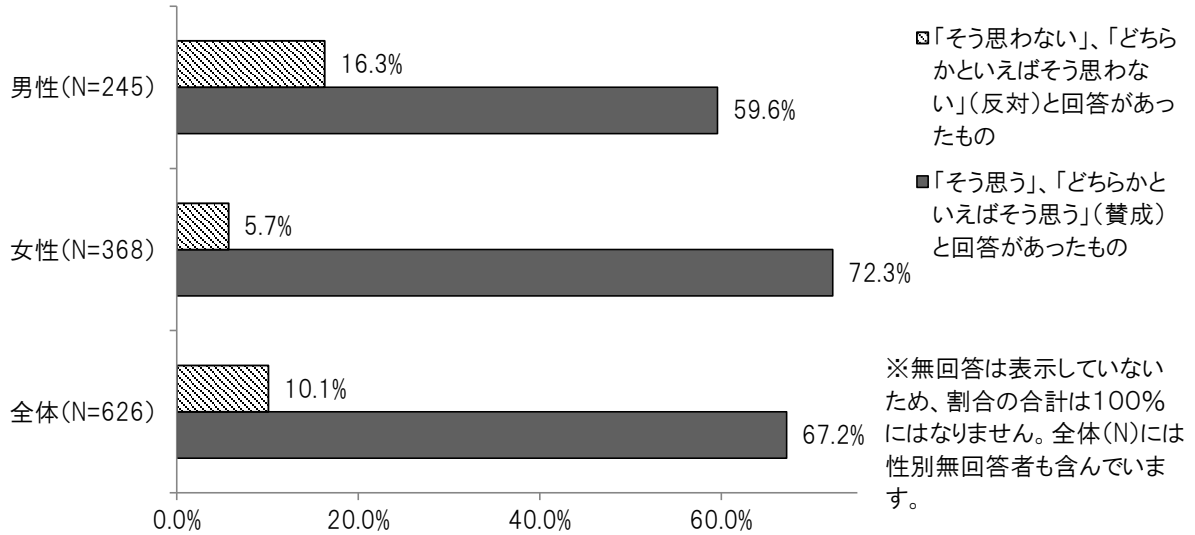


資料:春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

参考:福岡県の意識調査結果:賛成96.76%、反対1.3%
 (男女共同参画社会に向けての意識調査報告書 令和2年3月 福岡県)

図5

■ 幼い時から男女の区別をしないで同じように育てる ■

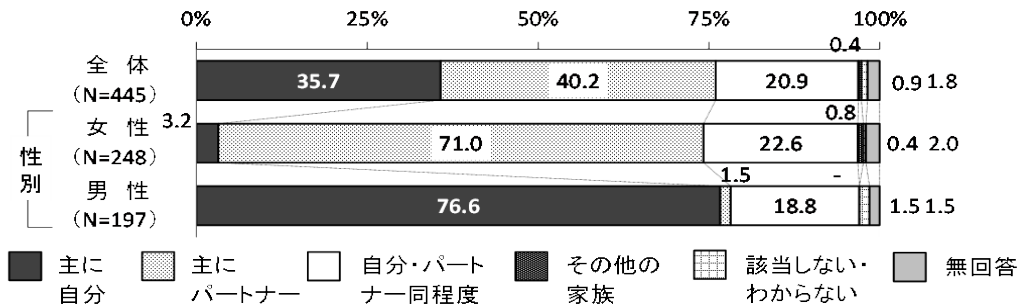


資料: 春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

○ 家庭内での役割分担の状況 ○

図6

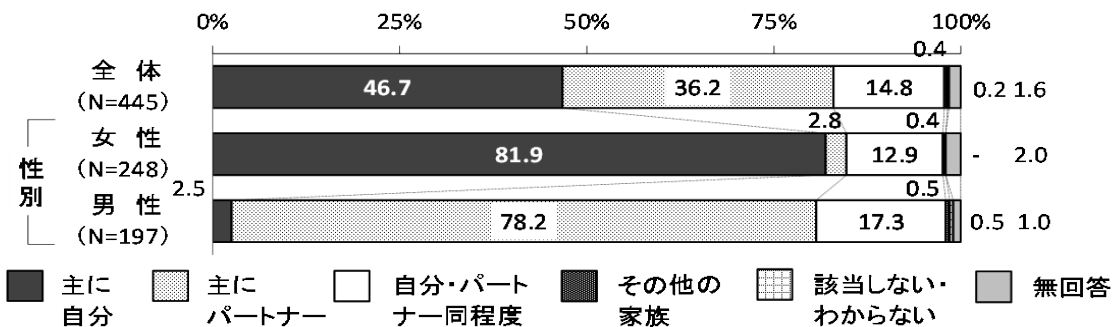
■ 家計を支える(生活費を稼ぐ) ■



資料: 春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

図7

■ 掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする ■



資料: 春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

施策の方向性 ①学校等における男女平等の推進

若年層への男女共同参画意識の醸成を図るため、男女平等に係る教育を推進します。

No.	取組	内容	担当課
9	ジェンダーにとらわれない 就学前教育の推進	就学前教育を人間形成の基礎づくりと位置付け、ジェンダーにとらわれない視点で実践する。	こども未来課
10	保育士・幼稚園教諭等、 就学前教育担当者に対する 研修の実施	保育士や幼稚園教諭の人権意識向上のため、男女共同参画に関する研修を定期的・継続的に実施する。	こども未来課 人権男女共同参画課
11	学校教育における男女 平等の推進	小中学校における教育活動全般を通じて、男女平等の推進を図る。	学校教育課

施策の方向性 ②家庭・社会教育における啓発及び学習機会の充実

保護者や教育に関わる人を対象に男女共同参画意識を身につけるための学習機会を提供します。

No.	取組	内容	担当課
12	家庭教育学級事業の充実	保護者が家庭教育について学習し、この学級を通して学級生同士や地域等広い社会と関わり、共同・参画しながら子育てすることを目指す。また、日時等を配慮した公開講座等を行うことにより、子育てに関わる多くの人の参加を促進する。	地域教育課
13	PTA等人権学習促進事業の支援	各小中学校PTAや社会教育関係団体への人権に関する講演会、学習会の支援を行う。	地域教育課



【重点項目】 PTA等人権学習促進事業の支援

指標	現状値	目標値	担当課
事業参加人数	865人	1,000人	地域教育課

施策の方向性 ③男女共同参画に関する自主的な研修等への支援

市民団体等の男女共同参画活動を応援するため、自主的な研修等への支援を行います。

No.	取組	内容	担当課
14	男女共同参画に関する自主的な研修等への支援	団体やグループが実施する男女共同参画に関する自主的な研修等に対し支援を行う。	人権男女共同参画課

目標2 女性の活躍推進と男女が共に能力を活かす環境づくり【女性活躍推進法】

超高齢・人口減少社会において、地域や企業、各種団体、行政等各分野において女性の活躍を推進し、男女が共に能力を発揮することで、本市の将来都市像「住みよさ実感都市 かずが ～つながる はぐくむ 支え合う～」の実現への活力となります。

女性の就業者は、着実に増加していますが、出産や育児を迎えた女性の離職や再就職時に見られる不安定な雇用、低賃金での雇用といった課題が存在しています。また、わが国は、他の国々と比較して女性が政策・方針決定の過程に参画する比率が低いと言われています。

これらの課題の解決に向けては、固定的な性別役割分担意識に基づく男性を中心とした雇用慣行の見直しや女性が十分に能力を発揮できる組織（社会）づくりを進める必要があります。あわせて、これまで進めてきた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みをさらに推進することは、住みよさを実感できる春日市の環境づくりのための活力となります。

また、職場でパワーハラスメントを経験したとする人が少なくない現状があります。セクシャルハラスメント等と合わせて就業環境を害するハラスメントの防止を徹底し、市民の尊厳や人格を尊重するまちづくりが求められています。

主要課題(1) 各分野における女性活躍の推進

春日市は、「春日市特定事業主行動計画」(平成28年4月策定)に沿った取り組みを進めていますが、職員の働き方の改革、方針決定過程への女性職員の参画、男性職員の育児参加等、引き続き、目標の達成に向けて取り組まなければならないものがあります。あわせて、市の附属機関や市域に所在する一部事務組合等での男女共同参画の取り組みを支援する必要があります。

「政治分野における男女共同参画推進法」が施行されたことを受け、市民の政治への関心を高め、さらに女性が活躍できるよう男女共同参画の視点に立った取り組みが望まれます。

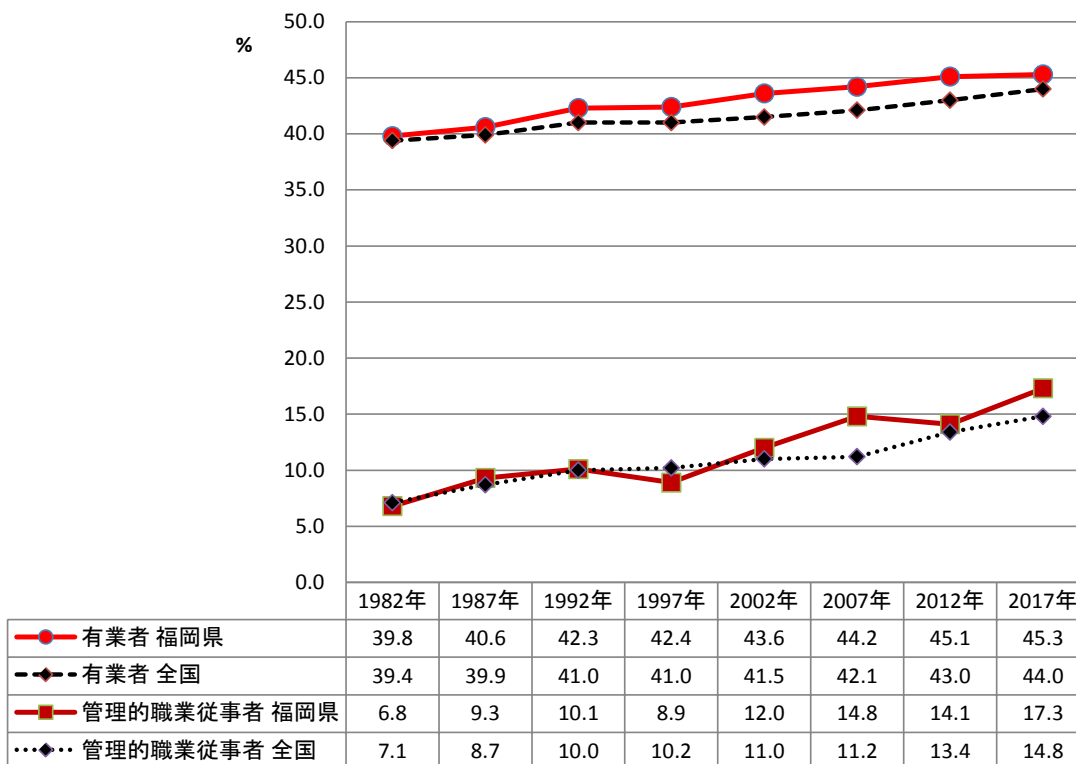
企業においては、管理的職業に従事する女性等の割合がまだ低い水準にあることから、女性が職業生活において活躍できる環境整備の必要性を行政が周知することが重要です。

地域においては、自治会への期待が高まる一方で、地域の課題が多様化しています。自治会を中心とした地域コミュニティが地域の課題に対応できるよう、各自治会と連携して男女共同参画の視点を持った担い手の確保について支援をすることが急務です。

各種団体等については、団体の性格、規模などの違いがあり、一律な取り組みが難しいことから、市が補助金を交付する団体を中心に一定の整理を行い、団体に応じた女性活躍推進を支援します。

図8

■ 管理的職業に従事する女性等の割合(福岡県・全国) ■



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

施策の方向性 ①行政等における女性活躍の推進

「春日市特定事業主行動計画」を実行するとともに、市の附属機関への女性の登用を推進し、一部事務組合に対しては男女共同参画の取り組みを支援します。

No.	取組	内容	担当課
15	特定事業主行動計画の実行	特定事業主行動計画に基づき、男女の区別なく、個人の適性及び能力に応じて、適切な人事配置を行う。また、実務経験を踏まえた能力を向上させるため、女性職員の配置拡大を図る。	人事法制課
16	市の附属機関等への女性の積極的登用と一部事務組合における女性活躍の促進	女性の意見を市政に反映させるため、市の審議会・委員会等の委員に女性を積極的に登用する。一部事務組合へは、方針決定過程への女性の参画を促す。	全担当課

施策の方向性 ②政治分野における女性活躍の促進

市民の政治への関心を高め、女性の活躍が広がるよう啓発等を行います。

【参考】女性議員の割合 春日市議会 25% 県内市議会 13.8% 全国市議会 15.3%

資料：令和元年度 福岡県男女共同参画白書

No.	取組	内容	担当課
17	政治分野における女性活躍の促進	誰もが政治分野に関心を持ち、活躍できるようにするため、啓発や環境整備を行う。	議事課 選挙管理委員会事務局



《重点項目》 政治分野における女性活躍の促進

指標	現状値	目標値	担当課
地元高校生を対象とした議会インターンシップの回数	7回	15回	議事課
主権者教育等を目的とする「春日をみつめよう学級」における女性の学級生数	11人	13人	選挙管理委員会事務局

施策の方向性 ③企業等に対する女性活躍の支援

女性が活躍する市内企業を増やすための啓発、情報提供等の支援を行います。

No.	取組	内容	担当課
18	女性が活躍できる企業等を増やす仕組みづくりの促進	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、先進的な取り組みを行っている企業の支援につながる施策や評価制度等の導入を検討する。	人権男女共同参画課

施策の方向性 ④地域コミュニティにおける女性活躍の促進

自治会を中心とした地域コミュニティが地域の多様な課題に対応できるよう、各自治会と連携し、男女共同参画の啓発や女性の活躍を支援します。

No.	取組	内容	担当課
19	地域活動における性別役割分担意識の解消の促進	自治会等の地域団体が行う地域活動の場に、性別、世代を問わず誰もが参加しやすい環境づくりを促進する。	地域づくり課 人権男女共同参画課



《重点項目》 地域活動における性別役割分担意識の解消

指標	現状値	目標値	担当課
自治会活動の企画立案に携わっている住民のうち、女性の割合	—	40%	地域づくり課 人権男女共同参画課

施策の方向性 ⑤各種団体等に対する女性活躍の促進

それぞれの団体等の性格、規模等に応じ、方針決定過程への女性の参画を支援します。

No.	取組	内容	担当課
20	各種団体等における、方針決定過程への女性の参画の促進	各種団体等における方針決定過程への女性の参画を促進する。	全担当課

主要課題(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

女性が働き続けるためには、仕事と家庭が両立できる制度の充実、職場の雰囲気づくり、労使の意識改革等、社会全体でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む必要があります。

春日市は、市民に対してワーク・ライフ・バランスの推進に関する制度の周知に努めるとともに、企業に対しては、情報提供や行動計画(指針)づくりの支援、相談窓口の周知を図る必要があります。

さらに、市は、市内事業者の率先垂範をめざして「春日市特定事業主行動計画」の見直しを行い、目標達成に向けた取り組みを着実に推進します。

表1 ■「女性が働き続けるために必要なこと」への回答(上位4項目)■

回答項目	回答割合
1 育児休業や短時間勤務などの仕事と家庭が両立できる制度を充実する。	43.5%
2 仕事と家庭が両立できる制度が利用しやすい職場の雰囲気づくりをする。	35.6%
3 結婚したり出産したりすると勤めにくいような慣習を改める。	34.9%
4 結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する。	28.9%

資料：男女共同参画社会に向けての意識調査報告書(福岡県 令和2年3月)

施策の方向性 ①ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度の周知

市民がワーク・ライフ・バランスを推進するための制度やサービスを周知します。

No.	取組	内容	担当課
21	ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度の周知	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができる育児、介護休業制度の定着・促進を行う。	人権男女共同参画課 人事法制課

施策の方向性 ②就労に関する情報提供や制度の周知

働く女性が出産や育児等の時期でも離職せず仕事を続けたり、再就職を希望する女性が能力向上を図ることができるよう、関係機関と連携して研修等の情報提供を行います。

No.	取組	内容	担当課
22	就労に関する情報提供や制度の周知	働く女性や就労を希望する女性を対象とした各種講座、研修会等の情報提供や労働に関する法制度の周知を図る。	人権男女共同参画課 福祉支援課

施策の方向性 ③事業者に対する啓発

企業がワーク・ライフ・バランスを推進できるよう、制度の周知を図り、市内のモデルとなる事業所の取り組みを周知します。

No.	取組	内容	担当課
23	事業所に対する啓発	商工会と連携し、市内事業所に対し、制度の周知を図る。	人権男女共同参画課 地域づくり課



《重点項目》 事業所に対する啓発

指標	現状値	目標値	担当課
福岡県「子育て応援宣言」登録企業・事業者数	28企業 (事業者)	38企業 (事業者)	人権男女共同参画課

施策の方向性 ④多様な働き方に対する課題への対応

テレワークの進展、兼業をする人の増加等、多様な働き方に伴う新たな課題に的確な支援を行うことができるよう、情報の収集に努め、対応策の情報提供を行います。

No.	取組	内容	担当課
24	多様な働き方に関する情報提供	多様な働き方に対する課題を整理し、対応策についての情報提供を行う。	人権男女共同参画課

施策の方向性 ⑤行政におけるワーク・ライフ・バランスの実現

市内事業者の率先垂範をめざして「春日市特定事業主行動計画」に基づき、市職員の働き方に係る目標達成に向けた取り組みを着実に推進します。

No.	取組	内容	担当課
25	ワーク・ライフ・バランスの実現	長時間労働の削減や、年次有給休暇等の取得率向上を可能とする職場環境の整備を検討する。	人事法制課
26	多様で柔軟な働き方の実現	フレックスタイム制等、多様な働き方を検討する。	人事法制課



《重点項目》 ワーク・ライフ・バランスの実現

指標	現状値	目標値	担当課
男性職員の育児休暇取得率	25%	50%	人事法制課
年次有給休暇取得日数(全体平均)	12.69日/年	15日/年	人事法制課

主要課題(3) ハラスメントのない環境づくりの推進

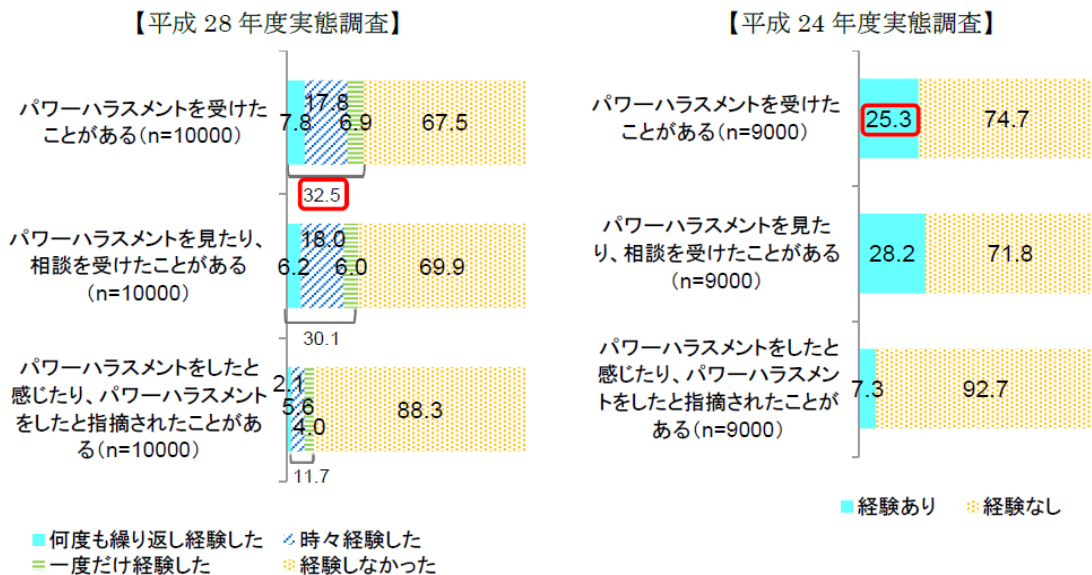
職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等、様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の尊厳や人格を不当に傷付ける等の人権侵害です。また、事業所にとっても職場秩序の乱れや業務への支障、貴重な人材の損失につながるなど、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

「職場のパワーハラスメント実態調査報告書」(厚生労働省 平成28年度)によれば、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員は、32.5%にのぼっています。

改正労働施策総合推進法では、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられ、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策が強化されました。

これらを踏まえ、ハラスメントを防止するため全市的な取り組みを推進する必要があります。春日市は、地域、学校、市内事業所、行政が一体となった啓発を行うとともに、ハラスメントに悩む人たちのために相談窓口の周知、相談体制の充実を図ります。

図9 ■ 過去3年間のパワーハラスメントの経験 ■



(対象：全回答者、単位%)

(注)数値はそれぞれ四捨五入しているため、内訳と計が一致しない場合がある。

(注)平成 24 年度実態調査と平成 28 年度実態調査では選択肢を変更している (平成 24 年度実態調査の「経験あり」は、平成 28 年度実態調査では「何度も繰り返し経験した」、「時々経験した」、「一度だけ経験した」に分けて回答を求めた。)

資料：職場のパワーハラスメントに関する実態調査報告書(厚生労働省 平成28年度)

施策の方向性 ①ハラスメント防止策の徹底

全市的な啓発を行うとともに、関係機関と連携して市内事業所等への情報提供や研修等への支援を行います。また、市職員を対象に研修を実施するとともに相談体制の充実を図ります。

No.	取組	内容	担当課
27	ハラスメント全般に関する啓発	啓発冊子やポスター等でハラスメント全般に関する防止啓発を行う。	人権男女共同参画課 福祉支援課
28	事業所等を対象としたハラスメント防止の推進と研修等への支援	商工会を含む市内事業所に対し、情報提供等により、ハラスメント防止を推進し、研修等への支援を行う。	人権男女共同参画課 地域づくり課
29	市職員を対象とした研修及び相談体制の充実	ハラスメントがなく安心して職員(会計年度任用職員含む。)が働ける環境づくりを目指して、ハラスメントを人権研修のテーマに設定し、意識啓発を図る。特に管理職を対象とした研修の強化を行う。また、市職員(会計年度任用職員を含む。)がハラスメントに関して安心して相談できるとともに、潜在化しているケースについても顕在化できるように相談体制の充実を図る。	人権男女共同参画課 人事法制課

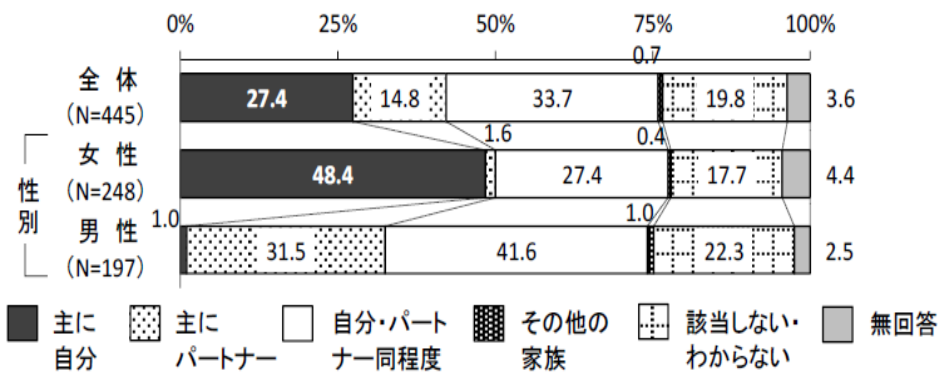
主要課題(4) 男女が共に担う子育て・介護への支援

家庭において育児、子どものしつけや親の世話(介護)を担う人の多くは女性です。

男女が共に子育て・介護等を担い、性別にかかわらずキャリア形成できる社会づくりをめざして、多様な就労形態やライフスタイルの変化に応じた社会資源の確保を図り、誰もが、ライフスタイルやライフステージに応じて利用できる、的確で切れ目ないサービスの提供が必要です。

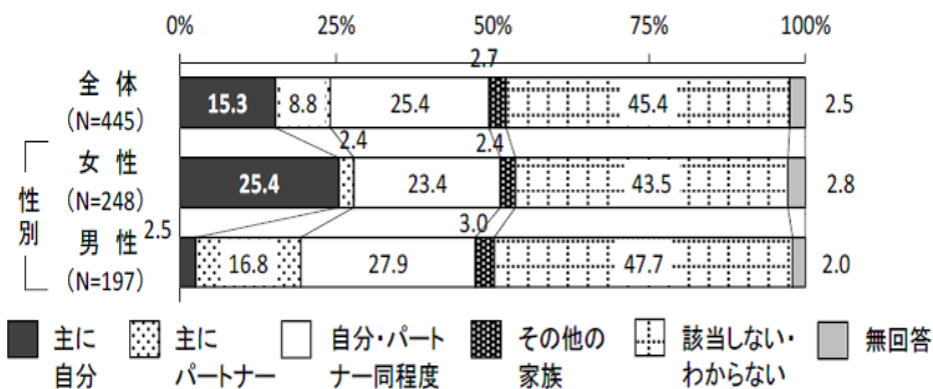
春日市は、「第2期春日市子ども・子育て支援事業計画」や「春日市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画」に基づき、子どもたちが輝き、子育ての喜びを感じることができるまちづくり、地域全体で地域包括ケアシステムが確立されたまちづくりを推進します。

図10 ■家庭において育児、子どものしつけをする人■



資料：春日市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度）

図11 ■家庭において親の世話(介護)をする人■



資料：春日市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度）

施策の方向性 ①子育て支援の充実

「第2期春日市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、男女が共にワーク・ライフ・バランスを図り、子育ての喜びを感じることができるまちづくりの施策を推進します。

No.	取組	内容	担当課
30	子育て支援の充実	仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、子どもに関する相談窓口の充実を図る。	子育て支援課 こども未来課
31	保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育事業の充実を図る。	こども未来課

施策の方向性 ②ひとり親家庭等への支援

育児、子どもの教育等への負担が特に大きいひとり親家庭等に対し、適切な支援を行います。

No.	取組	内容	担当課
32	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等を対象に、適切な支援を行うことで自立促進を図る。	こども未来課

施策の方向性 ③高齢者及び高齢者を支える家族への支援

「春日市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画」に基づき、超高齢社会に対応できる地域包括ケアシステムの確立を進め、高齢者及び高齢者を抱える家族を支援します。

No.	取組	内容	担当課
33	高齢者及び高齢者を抱える家族への相談体制の充実	高齢者及び介護者家族の支援につながる各種制度・サービスの利用についての周知を徹底する。	高齢課

目標3 男女が安心して暮らせる社会づくり【配偶者暴力防止法】

配偶者や交際相手からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。)は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害であるとともに、犯罪となる行為をも含むものです。

平成14年(2002年)に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」には、国及び地方自治体に配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護する責務があることが明示されています。暴力を容認しない社会風土の醸成等、暴力根絶のための基盤づくりが必要です。

性別にかかわらず、一人ひとりが安定した生活を送るためには、身体的、精神的、社会的に健康な生活を送ること、また、その支援を受けられることが重要です。特に女性の心身は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期と、各段階で大きく変化する特性があるため、生涯を通じた健康支援が必要です。

災害時には、避難所の中でプライバシー上の課題やストレスの増加等により、女性の置かれる状況がより厳しくなる傾向があります。防災・減災、災害に強い社会の実現のためには、平常時の備え、避難生活、復旧・復興の各段階における施策や方針の決定に、男女共同参画の視点が必要です。

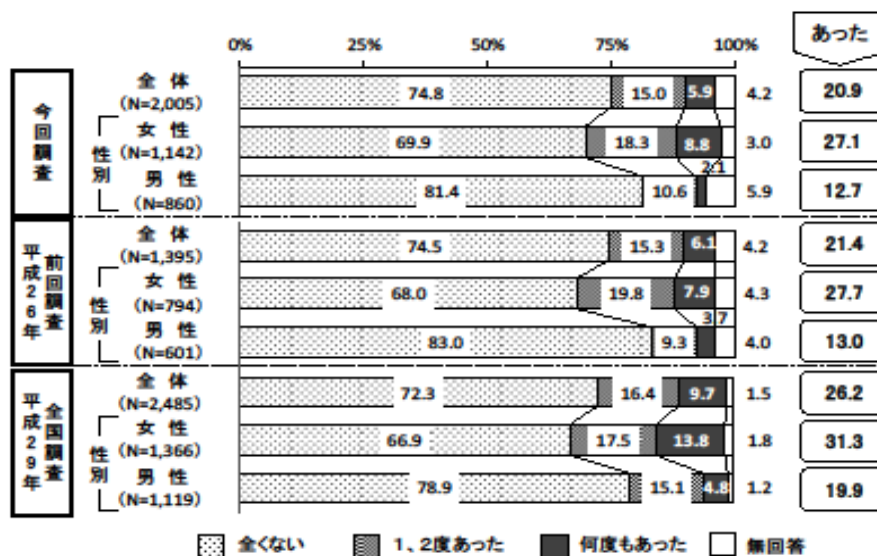
主要課題(1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組の推進

DV被害者の多くは女性であり、その背景には男性優位の考え方や男女の経済力格差等の社会状況があります。DVを防止するには、いかなる場合にも暴力は認めないという社会全体での意識の醸成が必要です。

近年、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)が深刻化しており、特に被害を受けやすい若年層に対する意識啓発も必要です。

また、市民意識調査によるとDVを受けた人のうち約6割の人が誰にも相談していませんでした。相談窓口の周知を図り、被害者が相談しやすい環境づくりが必要です。

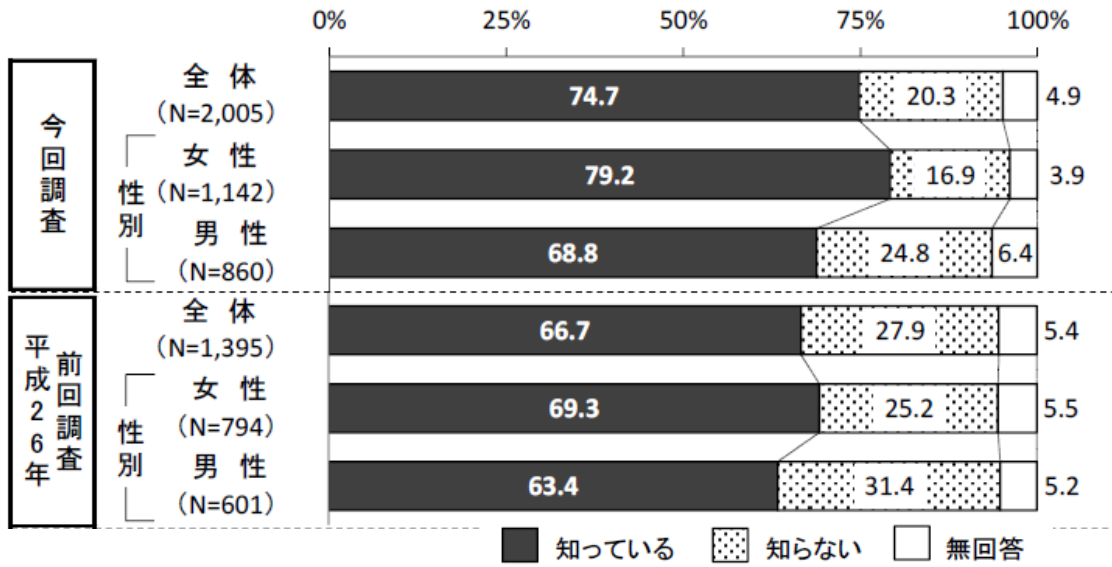
図12 ■DV(配偶者や交際相手からの暴力)被害の経験■



資料: 男女共同参画社会に向けての意識調査(令和2年3月 福岡県)

図13

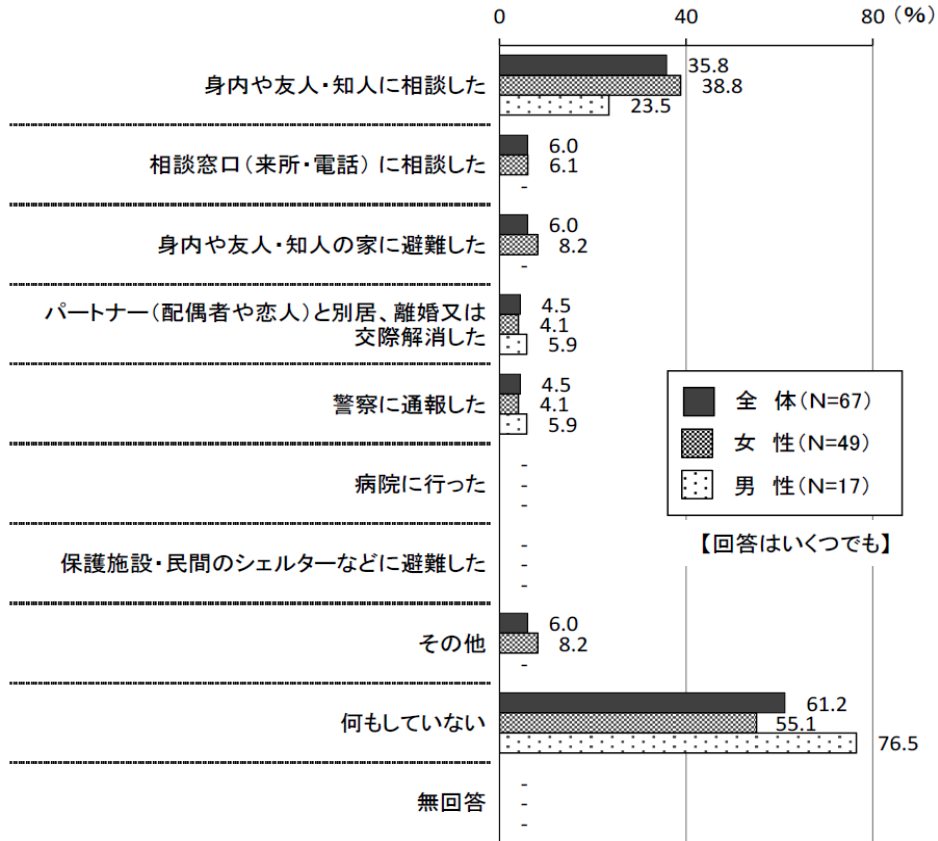
■DV相談窓口の認知■



資料: 男女共同参画社会に向けての意識調査(令和2年3月 福岡県)

図14

■暴力を受けた後の対応■



資料: 春日市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)

施策の方向性 ①配偶者等からの暴力に関する啓発の充実

様々な機会を活用し、DVに関する正しい理解の推進を図り、配偶者等からの暴力を根絶するための基盤づくりに継続して取り組みます。

デートDVを防止するために、特に被害を受けやすい若年層への意識啓発を行います。

No.	取組	内容	担当課
34	市民への正しい理解の普及	講座や市広報紙、チラシ、ウェブサイト等による啓発を行うことで、「配偶者等からの暴力は重大な人権侵害である」という認識を普及させる。	人権男女共同参画課
35	若年層への意識啓発	身近に起こる可能性のある性暴力やデートDVを防止するため、学校での出前講座や市広報紙、チラシ、ウェブサイト等で、SNSの適正利用も含めて意識啓発を行う。	人権男女共同参画課 安全安心課 学校教育課
36	市職員を対象とした研修及び相談体制の充実	市職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、配偶者等からの暴力に関する研修を開催、または県主催の研修への積極的な参加を呼びかける等、職員の知識の習得と理解を深める。また、行政内部の関係所管の連携を進め、情報の共有化を図る。	人権男女共同参画課 人事法制課

【重点項目】市民への正しい理解の普及



指標	現状値	目標値	担当課
DVを受けた人のうち、警察や公的及び民間の相談機関に相談した人の割合	10.5%	15%	人権男女共同参画課

施策の方向性 ②社会的に援助を必要とする人への支援

高齢者や、障がいのある人、外国籍の人、性的少数者(LGBT)等、社会的に援助を必要とする人に対する暴力や虐待に適切に対応するため、相談支援や関係機関との連携を強化します。

No.	取組	内容	担当課
37	社会的に援助を必要とする暴力被害者等への支援	高齢者や、障がいのある人、外国籍の人、性的少数者(LGBT)等の社会的に援助を必要とする人に対する支援を行うため、相談支援や関係機関との連携を強化する。	高齢課 福祉支援課 人権男女共同参画課

施策の方向性 ③相談体制の充実

DV被害の相談窓口の周知を図り、被害者が相談しやすい環境づくりを目指します。

No.	取組	内容	担当課
38	相談先の周知	「ちくし女性ホットライン」等相談機関について、周知カードの設置、市広報紙、ウェブサイト等、様々な方法で広報を行い、周知を図る。	人権男女共同参画課
39	相談方法の多様化の検討	相談者が相談しやすい環境の整備を検討する。	人権男女共同参画課

施策の方向性 ④支援体制の充実と連携

DV被害者を適切に支援するために、関係機関との連携を図り、情報の共有を行うと共に、行政内部の連携体制の強化を図ります。

No.	取組	内容	担当課
40	各関係機関との連携	警察、県筑紫保健福祉環境事務所、筑紫地区他市、アジア女性センターや人権擁護委員等関係機関との連携を図り、情報の共有を行う。	人権男女共同参画課
41	行政内部連携体制の強化	「DV連絡調整会議」の開催等、行政内部の連携体制の強化を図る。	人権男女共同参画課

主要課題(2) 生涯を通じ、安定した生活を送るための支援

性別にかかわらず、身体的、精神的、社会的に健康な生活を送ることはとても大切なことです。特に女性は、妊娠や出産、更年期障害に伴う疾患等を経験する可能性があり、生涯を通じて健康上の問題に直面しています。

1994年(平成6年)に開催された国際人口・開発会議で、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)という概念が提唱され、女性の人権の重要な一つと認識されるようになりました。男女が互いの身体的性差を十分に理解し、自分の身体と健康に関する諸問題について、自ら主体的に考え、選択し、決定する権利が保障されていることが重要です。

また、高齢、障がい、貧困等により困難を抱えた人、特に高齢単身女性等複合的な課題を抱える人が、地域において安心して生活を営み、困難な状況に置かれないようにするためには、一人ひとりの自立を促進するための包括的な支援が必要です。

施策の方向性 ①母性の保護と母子保健対策の推進

妊娠期から子育て期にわたり、健康や育児に対する様々なニーズに対し、切れ目のない支援を実施します。

No.	取組	内容	担当課
42	乳幼児健康診査、訪問指導の充実	乳幼児の発達状況、保護者の育児不安やストレス等の状況把握を行い、医師、歯科衛生士、助産師、心理士等専門職と連携をとり、適切な助言、指導を行う。また、乳幼児家庭全戸訪問事業により、子育ての孤立化、育児不安の軽減に努める。	子育て支援課
43	母子健康教育の推進	母子健康手帳交付、マタニティクラス、パパママ教室、離乳食教室、育児相談、乳幼児健診等の中で、乳幼児及び保護者に対して適切な指導や情報提供を行う。	子育て支援課
44	妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査補助券を交付し、妊婦の健康保持・増進のため、定期的な健康診査を奨励する。	子育て支援課
45	総合的な母子健康対策の充実	「子ども・子育て相談センター」において、利用者への情報提供を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を実施し、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築する。	子育て支援課

施策の方向性 ②心身の健康保持のための支援

生涯を通じ、それぞれのライフステージに応じた健康診査等の機会で心身の健康状態を把握し、状況に応じた健康支援を行います。

No.	取組	内容	担当課
46	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	性と生殖を含む健康に関する自己決定権を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の浸透を図る。	子育て支援課 人権男女共同参画課
47	健康づくり事業の充実	市民健康診査、健康教育、保健指導、食育の推進、こころの健康相談等を実施し、市民の健康づくりの支援を行う。	健康スポーツ課

施策の方向性 ③貧困等生活上の困難に直面する人への支援

高齢単身女性等、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促すため、包括的な支援を行います。

No.	取組	内容	担当課
48	貧困問題を抱える人への支援	複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づき相談支援、住居確保支援、家計相談支援等を行う。	人権男女共同参画課

主要課題(3) 防災・防犯における男女共同参画の推進

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等が配慮されないといった課題が生じていました。令和2年(2020年)、国は、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき項目をまとめたガイドライン(「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」)を作成しました。防災・減災、災害に強い社会の実現のためには、男女共同参画の視点から災害対応を行うことが必要です。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身を傷つけるだけでなく、その後の人生にも深刻な影響を与えます。社会全体で、「性犯罪・性暴力は許さない」という機運を高め、被害を防ぐための取り組みを行うとともに、被害者がためらうことなく被害を訴え、相談できる環境づくりが必要です。

施策の方向性 ①防災・危機管理分野における女性の参画

平常時の備え、避難生活、復旧・復興の各段階における施策や方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取り組みを推進します。

No.	取組	内容	担当課
49	地域防災活動への女性の参画促進	地域防災に、男女が共同して取り組んでいくことを促進する。	安全安心課
50	防災施策への男女共同参画の視点の導入	地域防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議・災害対策本部において女性の割合を拡大する。	安全安心課
51	消防団活動における女性の参画拡大	女性消防団員については、積極的な入団の働きかけを行う。	安全安心課

＜重点項目＞ 地域防災活動への女性の参画促進

指標	現状値	目標値	担当課
男女共同参画の視点をもった防災研修会等の実施及び支援	4事業	10事業	安全安心課

施策の方向性 ②防犯対策の充実（性犯罪等の被害防止策）

被害を防ぐための取り組みを行うとともに、被害者がためらうことなく被害を訴えられるよう、相談窓口の周知を図ります。

No.	取組	内容	担当課
52	性犯罪等被害防止のための防犯対策講座	警察と連携し、性犯罪等被害防止対策講座を実施する。	安全安心課
53	相談先の周知	福岡県警察犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」(心のケア)及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知を図る。	安全安心課

第4章 計画推進のための取組

第4章 計画推進のための取組

男女共同参画社会の形成を促進するため、本計画に基づき男女共同参画の視点に立ってあらゆる分野の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

そのためには、行政における取り組みを一層強化していくことはもとより、市民、各種団体、企業等各界各層の広範な協力と理解を得ることが不可欠です。

平成18年(2006年)に制定された「春日市男女共同参画を推進する条例」では、市、市民、事業者、教育に携わる者、養育に携わる者、自治組織それぞれに、男女共同参画の形成に取り組むことを定めており、それぞれが一体となり本計画を推進することが必要です。

これらのことを踏まえながら、「春日市男女共同参画都市宣言」の基本理念に沿って、本計画が効果的に実施されるよう推進体制及び進行管理の充実を図ります。

○推進体制の充実

本計画に基づいた男女共同参画施策をより効果的に、かつ、実効性を持ったものとするために、生活様式の変化に柔軟に対応しながら、計画を推進していきます。

また、男女共同参画施策を、国や県と連携を図りながら計画的に推進していくとともに、法律・制度の整備について働きかけていきます。加えて、近隣自治体とも情報交換を行い、相互の連携・協力を図っていきます。

さらに、市長の諮問機関である春日市男女共同参画審議会の提言を踏まえ、市民、各種団体、事業者等あらゆる層へ広がりを持った総合的な推進体制の整備に努めます。

No	取組	内容	担当課
54	生活様式の変化に対応した計画の推進	自然災害及び感染症等の影響で生活様式の大きな変化が生じた場合に柔軟に対応しながら計画の推進を行う。	人権男女共同参画課
55	行政内部の連携体制の強化	男女共同参画推進本部や関係所管会議を開催し、行政内部の連携体制を強化する。	人権男女共同参画課
56	男女共同参画審議会の開催	男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進等について調査審議を行う。	人権男女共同参画課
57	特定事業主行動計画の実行	特定事業主行動計画に基づき、男女の区別なく、個人の特性及び能力に応じて、適切な人事配置を行う。また、実務経験を踏まえた能力開発のため、女性職員の配置先拡大を図る。	人事法制課

○進行管理の充実

本計画の実効性を高めるために、施策や事務事業について、その実施状況や効果を常に把握しながら、計画の進行管理を行います。

施策や事務事業の実施が、計画推進の成果となるよう、重点項目は毎年達成状況を検証します。

No	取組	内容	担当課
58	男女共同参画プランの進行管理	本計画の実施状況を調査・検証するとともに、その実施状況報告書を作成し公表する。	人権男女共同参画課

參考資料

1 用語解説

アジア女性センター

1997年に設立された福岡県にある特定非営利活動法人。この法人は、国籍に関わらず女性・子どもに対して、生活相談及びサポート活動に関する事業を行い、女性のエンパワーメントに寄与することを目的として、様々な活動を実施している。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(「育児・介護休業法」)

労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した男女労働者から育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。

ウェブサイト

インターネット上で展開されている情報の集合体としてのサイトのこと。インターネット上のサービスのひとつであるWWW(World Wide Web ワールド・ワイド・ウェブ)を用いて提供される一連の情報の集合体であり、日本では「ホームページ」と「ウェブサイト」がほぼ同じ意味で使われている。

M字カーブ

労働分野において、女性の労働階級別の労働力率を表す言葉。女性が出産や育児によって職を離れ、30代を中心に働く女性が減少する現象をグラフ化した時の形がアルファベットの「M」の字の形に似た曲線を描くことから名付けられた。

LGBT

L(同性を好きになる女性)G(同性を好きになる男性)B(両性を好きになる人)T(身体の性とは異なる性別を生きる人、もしくは生きたいと望む人)の代表的な性的少数者(マイノリティ)の頭文字をまとめたもの。

性的少数者の中には、LGBTの枠にあてはまらない人もいるが、本計画では、性的少数者の総称として、便宜的に「LGBT」という言葉を使用している。

エンパワーメント

個人や集団が、自分自身で生き方等を選択し、自分の生活や環境をコントロールできるようになるよう、力をつけること。男女共同参画においては、多くの場合女性の社会参画に関連して用いられる。

SDGs(持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で193のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念として、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策等の17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会、経済、環境上の様々な課題に世界各国の市民、企行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなる。

■ SDGsの17の目標と自治体の関係

SDGs17のゴール	自治体の役割	SDGs17のゴール	自治体の役割
 1 貧困をなくそう	【貧困】 あらゆる形態の貧困を終わらせる。 (1 貧困をなくそう) 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての市民に最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。	 10 人や国の不平等をなくそう	【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。 (10 人や国の不平等をなくそう) 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 2 飢餓をゼロに	【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 (2 飢餓をゼロに) 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生活の支援を行うことができます。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。	 11 住み続けられるまちづくりを	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 (11 住み続けられるまちづくりを) 包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっていきます。
 3 すべての人に健康と福祉を	【保健】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。 (3 すべての人に健康と福祉を) 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。都市皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。	 12 つくる責任 つかう責任	【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。 (12 つくる責任 つかう責任) 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
 4 質の高い教育をみんなに	【教育】 全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 (4 質の高い教育をみんなに) 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。	 13 気候変動に具体的な対策を	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 (13 気候変動に具体的な対策を) 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び子供の能力強化を行う。 (5 ジェンダー平等を実現しよう) 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。	 14 海の豊かさを守ろう	【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 (14 海の豊かさを守ろう) 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 6 安全な水とトイレを世界中に	【水・衛生】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 (6 安全な水とトイレを世界中に) 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供される事が多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。	 15 陸の豊かさも守ろう	【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 (15 陸の豊かさも守ろう) 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	【エネルギー】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 (7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに) 公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。	 16 平和と公正をすべての人に	【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 (16 平和と公正をすべての人に) 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、異力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。 (8 働きがいも経済成長も) 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することもできます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。 (17 パートナリシップで目標を達成しよう) 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を経り付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 (9 産業と技術革新の基盤をつくろう) 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業への支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。		

※出典：「私たちのまちとしてのSDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン」(一般財団法人建築環境・省エネルギー機構)

苦情処理制度

男女共同参画の推進に関する市の施策や、男女共同参画に関する人権侵害に関して、苦情処理委員に苦情又は救済の申出を行う制度。苦情処理委員は、申出人や関係者(相手方)から話を聞き、男女共同参画の視点から公平・公正に検討し、必要な場合は相手方に改善を求め、申出人にも報告する。

子育て応援宣言

企業・事業所のトップが、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための具体的取り組みを宣言すること。福岡県においては、平成23年4月1日より「子育て応援宣言企業」登録制度を実施している。

固定的性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(「男女雇用機会均等法」)

雇用の分野における男女差別を解消することを目的とした法律。採用、昇進、定年等における差別的取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の配慮措置、妊娠中もしくは出産後の女性に対する使用者の健康配慮措置等を主な内容とする。

災害対策本部

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び春日市防災対策本部条例(昭和49年条例第42号)に基づき、市域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市長が設置する。市長が災害対策本部長(以下「本部長」という。)となり、職員を統括し、防災活動を推進するための組織。

ジェンダー

先天的・身体的・生物学的性別(セックス)に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

市民提案制度

市民及び事業者等が、市が実施する男女共同参画施策について、市に提案することができる制度

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「女性活躍推進法」)

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため制定された法律。これにより、女性活躍推進のための一般事業主行動計画の策定、厚生労働省への届出、従業員への周知・公表、さらには女性の職業選択に資する情報の定期的な公表が企業に義務づけられる。

※平成28年4月1日施行(従業員301人以上の企業及び地方公共団体等は義務、300人以下の企業は努力義務)、令和元年6月改正公布(従業員101人以上の企業に拡大)

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のこと。

性暴力被害者支援センター・ふくおか

性暴力の被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられることができるよう、福岡県・福岡市・北九州市が共同で設置した相談窓口。24 時間・365 日、相談を受け付けている。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して、相手の意に反する性的な言動等を行い、相手に不利益を与えたり、不快感を与えて、就学、就労や教育等の環境を悪化させること。

ちくし女性ホットライン

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、夫婦関係、外国人女性の就労問題等、女性が家庭や職場で抱える悩みについての相談窓口。この相談業務は、2000 年(平成 12 年)に春日市が単独で週 1 回の電話相談を NPO 法人アジア女性センターに委託し、開設したことをきっかけに、2002 年(平成 14 年)からは福岡県の筑紫地区 5 市で共同委託して週 5 日実施している。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や、内縁関係、元夫婦、恋人等近親者間に起こる暴力のこと。

デートDV

恋愛関係にある男女間に起こる暴力のこと。

テレワーク

情報通信機器等を活用して、時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方のこと。

特定事業主行動計画

地方公共団体等が「特定事業主」として、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援する環境を整備するために策定する行動計画

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(「配偶者暴力防止法」)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。その種類は様々であるが、他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。

パワーハラスメント

職権等の権力(パワー)を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させたり雇用について不安を与えたりすること。

福岡県警察犯罪被害相談「心のリーフライン」

福岡県警察本部による、犯罪被害者の心のケアを女性の臨床心理士が行う相談電話。平成30年10月より、「ミズ・リーフ・ライン」から名称変更。

フレックスタイム制

1か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

防災会議

災害対策基本法第16条及び春日市防災会議条例に基づき設置される機関であり、市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進する。市長の諮問に応じ、春日市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる。

率先垂範

役割を担う手本となるもの。

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

2 第4次春日市男女共同参画推進プラン策定経過

年	月	日	会議	内容
令和2	4	20	春日市男女共同参画推進本部(第1回)	策定方針について
	6	2	春日市男女共同参画審議会(第1回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン策定のための重要施策の諮問
				第3次評価(重点項目)について
				第4次策定方針について
				部会の設置について
	7	8	春日市男女共同参画審議会専門部会(第1回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン施策体系(案)について
				新たな課題の抽出について
	7	14	春日市男女共同参画審議会専門部会(特別会)	市民団体(男女共同参画ネットワーク春日)ヒアリングの開催
	8	24	春日市男女共同参画推進本部(第2回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン施策体系案について
				重点事業項目案について
				市民団体(男女共同参画ネットワーク春日)ヒアリングの実施について
	8	31	春日市男女共同参画審議会(第2回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン施策体系案について
第4次春日市男女共同参画推進プラン重点項目案について				
9	24	春日市男女共同参画審議会専門部会(第2回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン取組内容(案)について	
10	26	春日市男女共同参画推進本部(第3回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン素案について	
10	27	春日市男女共同参画審議会(第3回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン素案について	
令和3	1	27	春日市男女共同参画審議会(第4回)	第4次春日市男女共同参画推進プランに係る重要施策の答申案について
	2	8	答申	第4次春日市男女共同参画推進プラン原案について(答申)
	3	22	春日市男女共同参画推進本部(第4回)	第4次春日市男女共同参画推進プラン原案について

3 令和元年度春日市男女共同参画に関する市民意識調査 概要

本プランの策定にあたり、市民の男女共同参画の意識に関する実態を把握し、今後の施策検討の基礎資料を得ることを目的として実施した。

1. 調査の内容

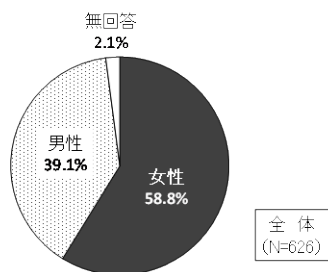
- (1)男女平等に関する意識について
- (2)子どもの育て方・教育について
- (3)家庭生活について
- (4)職業や仕事について
- (5)パートナー(配偶者や恋人)からの暴力について
- (6)地域活動について
- (7)男女共同参画に関する施策について

2. 調査の性格

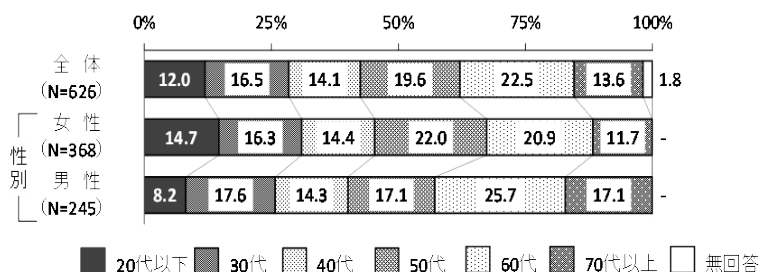
(1)調査地域	春日市内全域
(2)調査対象者	春日市内に居住する満18歳以上の男女 2,000サンプル
(3)有効回収数	626サンプル(有効回収率 31.3%)
(4)抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
(5)調査方法	郵送法
(6)調査期	令和元年8月29日(木)～9月20日(金)
(7)調査企画・実施	春日市人権男女共同参画課
(8)調査結果の分析と統括	阪井 俊文(北九州市立大学 非常勤講師)

3. 回答者の属性

◎性別



◎年齢



4 関係団体ヒアリング(自治会・男女共同参画ネットワーク春日) 概要

第3次プランの取り組みの推進及び本プラン策定にあたり、地域活動に携わっている市民団体の意見を聴取し、今後の施策検討の基礎資料を得ることを目的として実施した。

●自治会

(1)実施期間

毎年年度末(1月～2月頃)実施

(2)実施対象

全地区自治会

(3)ヒアリング内容

- ①女性役員の目標数値に係る実施状況
- ②男女共同参画のまちづくり講座希望状況 等

●男女共同参画ネットワーク春日

(1)実施日

令和2年7月14日(火)午後2時～4時

※ 令和2年度男女共同参画審議会専門部会(特別会)として実施

(2)参加者

男女共同参画審議会

会長 倉富 史枝 氏

男女共同参画ネットワーク春日

会長 別府 るみ子 氏、副会長 片野 明子 氏

会員 古賀 恭子 氏、西 秀美 氏、野口 純久 氏

人権男女共同参画課職員 3名

(3)ヒアリング内容

第3次プランに掲げている4つの目標について具体的なテーマ(①固定的性別役割分担意識を解消するための啓発方法、②事業主の意識を高めるための啓発方法、③地域防災へ男女共同参画の視点を取り入れる方法、④DV・デートDVをなくすための方法)を設定し、市民・市民団体ができること、行政等が取り組むべきことについて広く意見聴取

5 春日市男女共同参画審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属
学識経験者	倉富 史枝(会長)	NPO法人福岡ジェンダー研究所 理事
	佐野 幸子	福岡女学院大学 人間関係学部心理学科 教授
	宮地 歌織	佐賀大学 芸術地域デザイン学部 客員研究員
関係団体等が 推薦するもの	井上 政博	春日市人権擁護委員協議会 高齢者の人権問題部会副会長
	井上 松三	春日市自治会連合会(千歳町地区自治会長)
	西田 豊子	春日市商工会 女性部 部長
	福井 治夫	春日市小中学校PTA連絡協議会
	藤井 紀之	春日市社会福祉協議会
	藤田 秀之	春日市立小中学校校長会 (春日市立須玖小学校校長)
	別府 るみ子	男女共同参画ネットワーク春日
	本多 須美子	NPO法人アジア女性センター
	松永 實	春日市子ども会育成会連絡協議会
	吉田 章子	春日市民生委員児童委員連合協議会
市民公募	天本 敬吾	一般公募
	梅崎 孝彦(副会長)	一般公募

敬称略・選出区分ごとに五十音順

6 春日市男女共同参画審議会規則

(平成18年12月28日 規則 第74号)

改正 平成20年3月31日規則 第22号平成24年3月15日規則第10号

平成28年3月30日規則第23号 平成31年2月13日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日市男女共同参画を推進する条例(平成18年条例第38号)第40条第4項の規定に基づき、春日市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部人権男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年12月12日から適用する。

附 則(平成20年3月31日規則第22号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月15日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月13日規則第5号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

7 春日市男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 16 年 3 月 19 日告示第 30 号改正)

改正 平成 17 年 3 月 31 日告示第 46 号 平成 18 年 3 月 30 日告示第 81 号
平成 19 年 3 月 14 日告示第 45 号 平成 19 年 12 月 21 日告示第 160 号
平成 20 年 3 月 31 日告示第 32 号 平成 23 年 2 月 24 日告示第 15 号
平成 24 年 3 月 19 日告示第 33 号 平成 24 年 7 月 12 日告示第 108 号
平成 28 年 3 月 23 日告示第 41 号 平成 30 年 3 月 30 日告示第 61 号
平成 31 年 2 月 6 日告示第 23 号

春日市男女共同参画推進会議設置要綱(平成 14 年 9 月告示 68 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、春日市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置き、男女共同参画の推進に関する計画の策定及び諸施策の総合的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する計画の進行管理に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、副市長、教育長、部長及び部長相当職(議会事務局長を含む。)の職にある者をもって組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には副市長を、副本部長には市民部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

なる。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。2 本部長が必要と認めるときは、その会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進委員会)

第 6 条 推進本部に、その事務を補佐するための推進委員会を置き、別表に掲げる者をもって組織する。

2 推進委員会は、推進本部から指示された事項のほか、第 2 条に規定する事務に関し具体的施策の協議及び調整を行うものとする。

3 推進委員会の委員長(次項及び第 5 項において「委員長」という。)は、市民部長をもって充てる。

4 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長が必要と認めるときは、その会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定委員会)

第 7 条 推進委員会に、必要に応じて策定委員会を置き、推進委員会の委員長が指名する職員及び人権男女共同参画課長をもって組織する。

2 策定委員会は、推進委員会の指示を受けて、第 2 条第 1 号に規定する計画の調査研究を行う。

3 策定委員会の委員長(次項及び第 5 項において「委員長」という。)は、人権男女共同参画課長をもって充てる。

4 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 委員長が必要と認めるときは、その会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進本部の庶務は、市民部人権男女共同参画課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日告示第46号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日告示第81号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日告示第45号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日告示第160号)

この告示は、平成19年12月24日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第32号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月24日告示第15号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日告示第33号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月12日告示第108号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月23日告示第41号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第61号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月6日告示第23号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

所属	職名
経営企画部	経営企画課長
総務部	人事法制課長
市民部	市民部長、人権男女共同参画課長
健康推進部	高齢課長
福祉支援部	福祉支援課長、子育て支援課長、子ども未来課長
地域生活部	地域づくり課長、安全安心課長
都市整備部	都市計画課長
教育部	学校教育課長、地域教育課長
係長(係長相当職を含む。)の職にある女性のうちから本部長が指名する者	

8 関連諸法

(1)日本国憲法

(昭和二十一年十一月三日憲法)

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 略

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条～第十八条 略

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを

侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条～第四十条 略

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 略

(2)男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を

求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図る

ために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、

第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正: 令和元年法律第四十六号

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取
組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重
大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずし
も十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被
害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女
性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、
男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を
図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護す
るための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に
対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組
にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立
支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶
者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であ
って生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)
又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下こ
の項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」
と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を
受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消さ
れた場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き
受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受
けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていない
が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」
には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の
事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入るこ
とを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止
するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適
切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において
「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被
害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下こ
の条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」と
いう。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一
項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計
画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基
本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施
策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようと
するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなけれ
ばならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したとき
は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の
ための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条にお
いて「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定める
ものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基
本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施
策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。

ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)
最終改正:令和元年法律第二十四号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本方針等(第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。.)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。.)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

(5)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。
(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。
(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。
(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。
(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(6)春日市男女共同参画を推進する条例

(平成18年12月12日 条例第38号)

前文

第1章 総則(第1条―第11条)

第2章 基本的施策等(第12条―第21条)

第3章 春日市男女共同参画苦情処理委員(第22条―第28条)

第4章 苦情又は救済の申出の処理(第29条―第38条)

第5章 春日市男女共同参画審議会(第39条・第40条)

第6章 補則(第41条)

附則

すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、私たち春日市民の願いです。

春日市は、男女が互いに人権を尊重しつつ、市民一人ひとりが豊かなライフスタイルを創造するまちの実現のため、平成11年に男女共同参画都市宣言を行いました。

また、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法及び男女共同参画社会の実現を目指し制定された男女共同参画社会基本法の精神に基づき、男女共同参画社会の形成のための様々な取組を進めてきました。

しかしながら、男女の役割を性別により固定化する考え方やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として残っているため、真の男女共同参画社会の形成が望まれます。

そこで、これからの春日市の明るい未来を築くためにも、男女が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができ、共に責任をもって築き上げる男女共同参画社会の実現に向け、市と市民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、春日市における男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者などの責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画す

る機会が確保され、そのことによって、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 固定的性別役割分担 「男性は仕事を中心、女性は家事、育児又は介護を中心」というような性別による固定的な役割分担をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者による身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、市内に通学し、又は市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (8) 自治組織 自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (9) 事業者等 事業者及び自治組織その他の市内の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共にその個性を尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されること等、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害することのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者等における方針の立案及び決定の過程に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援

の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、労働、地域活動その他の家庭生活以外の活動を対等に行うことができるように配慮されること。

- (5) 男女平等の意識の形成に教育が重要な役割を果たすことにかんがみ、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (6) 男女が、生涯にわたり健康で安全な生活を営み、相互の性についての理解を深めるとともに、妊娠、出産等について、個人の意思が尊重されること。
- (7) 男女共同参画社会の形成は、国際社会の取組と密接な関係を有していることにかんがみ、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に進めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民及び事業者等との連携に努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するよう努めなければならない。
- 5 市は、男女共同参画社会の形成に関する市民及び事業者等の理解を深めるため、啓発及び広報活動を行うものとする。
- 6 市は、男女共同参画施策を推進し、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担の意識その他男女共同参画を妨げている要因を取り除き、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めな

ければならない。

- 2 事業者は、職業生活と家庭生活等との両立を支援するため、労働環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育又は社会教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域、学校、家庭等の相互の連携を図りながら、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(養育にかかわる者の責務)

第8条 子どもの養育にかかわる者は、養育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第9条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の人権侵害の禁止)

第10条 何人も、地域、学校、家庭、職域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第11条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的性別役割分担、性別による人権侵害、男女間の暴力等を助長する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第12条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を策定しようとするときは、春日市男女共同参画審議会(第39条第1項に規定する審議会をいう。第20条第2項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第13条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するため、推進体制の整備に努めるとともに、必要な情報の収集、調査研究等を行うものとする。

(事業者への支援、協力依頼等)

第14条 市は、事業者に対し、積極的改善措置その他の男女共同参画の推進のための積極的な取組を促すため、必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、労働環境の改善等に必要な情報の提供、相談その他の支援を行うものとする。

3 市は、事業者が市と工事請負、物品購入等の契約を希望するときは、当該事業者に対し、男女共同参画社会の形成に関する啓発に努めるものとする。

4 市は、男女共同参画施策の策定又は実施に当たって必要があるときは、事業者に対し、その者の事業に係る男女共同参画の状況を報告することその他必要と認める協力を求めるものとする。

(自治組織への支援)

第15条 市は、自治組織に対し、当該自治組織における方針の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進を図るために必要な支援その他の男女共同参画の推進のための支援を行うものとする。

(市民及び団体への支援)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、当該活動について、必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第17条 市は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止するため必要な施策を講ずるよう努めるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な情報の提供、相談及び関係機関等との連携による適切な支援を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画教育の充実)

第18条 市は、学校教育、社会教育及び家庭教育の分野において男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(施策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第19条 市は、施策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 附属機関その他これに準ずる合議制の機関の委員の構成が、それぞれの機関において、男女いずれかの性に偏らないよう努めること。

(2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用に努めること。

(施策の提案)

第20条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参画施策について、市に提案することができるものとする。

2 市は、提案された男女共同参画施策について、必要があると認めるときは、春日市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、提案された男女共同参画施策が、男女共同参画の推進のために有効と認める場合は、その実施に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第21条 市長は、毎年1回、男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 春日市男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員の設置)

第22条 市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害等(以下「性別による人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、春日市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員の定数は、2人とし、その構成は、男女各1人とする。

3 苦情処理委員は、男女共同参画施策等に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が任命する。

4 苦情処理委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員は、再任されることができる。

(独任制)

第23条 苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。

(責務)

第24条 苦情処理委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政治的、営利目的等のために利用してはならない。

(身分の保障)

第25条 市長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、解任することができない。

- (1) 心身の故障等のため職務の遂行ができないと認められる場合
- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) その他苦情処理委員として著しく不適切な言動等があると認められる場合

(兼職の禁止)

第26条 苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、市と取引関係にある法人その他の団体の役員又はその公平かつ公正な職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第27条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関等との連携)

第28条 苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関並びに関係団体等と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情又は救済の申出の処理

(苦情又は救済の申出)

第29条 市民及び事業者等は、苦情処理委員に対し、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から性別による人権侵害を受けたときは、苦情処理委員に救済の申出をすることができる。

(苦情処理委員の処理の対象としない事項)

第30条 前条に定める苦情又は救済の申出(以下「苦情

等の申出」という。)が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、苦情処理委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願、陳情等を行っている事項
- (4) 苦情処理委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) その他処理することが適当でないと苦情処理委員が認める事項

(却下)

第31条 苦情処理委員は、苦情等の申出が前条各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、苦情処理委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知しなければならない。

(市の施策等に係る苦情の申出の処理)

第32条 苦情処理委員は、第29条第1項の規定により市の施策又は措置(以下「市の施策等」という。)に対する苦情の申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、当該市の施策等に係る市の機関に対し、意見を表明し、又は当該市の施策等の是正若しくは改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができる。

- 2 前項の規定による意見表明及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。
- 3 市の機関は、第1項の規定により苦情処理委員から意見表明が行われ、又は勧告を受けたときは、当該意見及び勧告を尊重しなければならない。
- 4 市の機関は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する措置について、苦情処理委員に報告しなければならない。
- 5 苦情処理委員は、市の機関から前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該勧告及び報告の内容を公表することができる。ただし、公表に当たっては、個人情報保護その他必要な配慮がなされなければならない。

(市に係る救済の申出の処理)

第33条 苦情処理委員は、第29条第2項の規定により救済の申出(市に係るものに限る。以下この条において同じ。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、市の機関が性別による人権侵害を行った

と認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、当該市の機関に対し、当該人権侵害の排除その他の救済のための必要な是正措置の要請及び調整を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定により必要な是正措置の要請を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、当該市の機関に対し、改善のための勧告を行うことができる。

3 前2項の規定による是正措置の要請及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。

4 市の機関は、第1項又は第2項の規定により苦情処理委員からは是正措置の要請又は勧告を受けたときは、当該要請及び勧告を尊重しなければならない。

5 前条第4項及び第5項の規定は、第2項の勧告が行われた場合に準用する。

(市に係るもの以外の救済の申出の処理)

第34条 苦情処理委員は、第29条第2項の規定により救済の申出(市に係るものを除く。以下この条において同じ。)があった場合は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が関係者に対し改善のための意見表明又は要請を行うよう求めることができる。

2 苦情処理委員は、前項の規定による意見表明又は要請が行われたにもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、その経過を報告し、その状況を公表するよう求めることができる。

3 第1項の規定により意見表明又は要請を求めるとき、及び前項の規定により公表を求めるときは、苦情処理委員の合議によらなければならない。

(市長の意見表明等)

第35条 市長は、前条第1項の規定により意見表明又は要請を求められたときは、関係者に対し、改善のための意見表明又は要請を行うことができる。

2 市長は、前条第2項の規定により公表を求められたときは、当該状況に関し必要な事項について公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(苦情処理委員の発意による事案の処理)

第36条 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づき、市の施策等又は性別による人権侵害に係る事案について、調査を行い、必要な措置をとることができる。

2 第32条から前条までの規定は、前項の規定に基づく事

案の処理について準用する。

3 苦情処理委員は、第1項の規定により性別による人権侵害に係る事案について調査を行い、必要な措置をとろうとするときは、当該人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

(処理の経過及び結果の通知)

第37条 苦情処理委員は、第32条から前条までの規定により、調査、意見表明、勧告若しくは要請を行ったとき、市長に対して意見表明、要請若しくは公表を求めたとき、又は市の機関から報告を受けたときは、苦情等の申出人に対して、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(調査への協力)

第38条 市の機関は、苦情処理委員が第32条第1項又は第33条第1項の規定により調査を行う場合は、その調査を拒んではならない。

2 市民及び事業者等は、苦情処理委員が第34条第1項の規定により調査を行う場合は、その調査に協力するよう努めなければならない。

第5章 春日市男女共同参画審議会

(春日市男女共同参画審議会の設置)

第39条 男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進等について調査審議し、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、春日市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画基本計画に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) 第20条に規定する施策の提案に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会の形成に関すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べるることができる。

(審議会の組織等)

第40条 審議会は、15人の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 市内に住所を有する者(前2号に掲げる者を除く。)

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(春日市男女共同参画審議会条例の廃止)

2 春日市男女共同参画審議会条例(平成12年条例第42号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の春日市男女共同参画審議会条例第1条の規定により設置された春日市男女共同参画審議会は、第39条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の春日市男女共同参画審議会条例第3条の規定により任命された春日市男女共同参画審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第40条第1項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年2月28日までとする。

7 関連年表

年代	世界	日本	福岡県	春日市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ)(世界行動計画採択)	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置 ・「婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭和51年)				
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978年 (昭和53年)			・「福岡県婦人関係行政推進会議」設置 ・「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)	・国連婦人の10年中間年世界会議開催(コペンハーゲン)(女子差別撤廃条約署名式)	・女子差別撤廃条約	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 ・「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	・女性差別撤廃条約発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表		
1982年 (昭和57年)		・女性差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	・「福岡県行動計画」改訂 ・婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	
1983年 (昭和58年)	・「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会設置			
1984年 (昭和59年)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(1985年:昭和60年1月1日施行)		
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)(「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択)	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准・発効	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 ・「第2次福岡県行動計画」策定	・「春日市婦人問題行政連絡会」設置(庁内組織・総務課)
1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定	・婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1988年 (昭和63年)		・「男女雇用機会均等法」施行		
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必須等)		
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ」将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・「春日市婦人問題行政連絡会」を「春日市女性問題福祉連絡会」に改称(厚生課)
1991年 (平成3年)		・「新国内行動計画」(第1次改定)策定、「育児休業法」公布	・婦人問題懇話会提言提出 ・「婦人関係行政推進会議」から「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更	・「春日市女性問題福祉連絡会」を「春日市女性問題推進協議会」に改称
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行		・「春日市女性問題懇話会(市民・学識者)」設置 ・「春日市女性問題に関する意識調査」実施
1993年 (平成5年)				

国連婦人の10年(1975年～1985年)

年代	世界	日本	福岡県	春日市
1994年 (平成6年)	・国際人口・開発会議(カイロ)	・総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置		・「春日市女性問題懇話会」提言書提出
1995年 (平成7年)	・世界女性会議(北京)	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	・女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」	・「春日市女性行動計画」策定 ・「春日市男女平等推進会議」(庁内組織)設置 ・「春日市女性の会」(市民団体)設立
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女行動参画2000年プラン」策定	・「第3次 福岡県行動計画」策定 ・「福岡県女性総合センター(あすばる)」開館	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正		・厚生課に「男女共生推進係」設置
1998年 (平成10年)				・市民・学識者による「春日市男女共生推進審議会」設置
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行、「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行		・人権女性政策課「男女共生推進担当」を設置 ・春日市男女共生推進審議会から「春日市女性行動計画中間見直し」に対する意見書の提出 ・「男女共同参画都市宣言」実施
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	・「春日市女性行動計画(後期)」策定 ・人権女性政策課「男女共生推進担当」を「男女平等推進担当」に改称 ・女性相談事業「かすが女性ホットライン」開設 ・「第1期春日市男女共生推進審議会」意見書提出 ・「春日市男女共生推進審議会」を「春日市男女共同参画審議会」に改称 ・「第1回男女共同参画都市宣言フォーラム」開催
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	・「女性政策課」が「男女共同参画推進課」に組織改正 ・「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 ・「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 ・「福岡県男女共同参画推進条例」公布・施行	・女性相談事業「ちくし女性ホットライン」開設
2002年 (平成14年)		・「配偶者暴力防止法」全面施行	・「福岡県男女共同参画審議会」 ・「福岡県男女共同参画計画」策定	・「第1期男女共同参画審議会」提言書提出 ・庁内組織である「男女平等推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改称 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	・「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更	・人権女性政策課「男女平等推進担当」を「男女共同参画担当」に改称 ・「第2期男女共同参画審議会」提言書提出
2004年 (平成16年)		・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) ・「改正配偶者暴力防止法」施行、「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)		・庁内組織である「男女共同参画推進会議」を「男女共同参画推進本部」に改称 ・「第2期男女共同参画審議会」から市長へ答申書の提出
2005年 (平成17年)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画計画(第2次)」閣議決定	・福岡県男女共同参画審議会答申「第2次福岡県男女共同参画計画についての考え方」	・「春日市男女共同参画プラン」策定

年代	世界	日本	福岡県	春日市
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「春日市男女共同参画を推進する条例」制定
2007年 (平成19年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)		・「第4期男女共同参画審議会」へ「春日市男女共同参画に関する活動の場のあり方について」の諮問
2008年 (平成20年)		・「改正配偶者暴力防止法」施行		・「第4期男女共同参画審議会」から「春日市男女共同参画に関する活動の場のあり方について」の答申
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど)		・「春日市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画計画(第3次)」閣議決定	・「福岡県次世代育成支援行動計画」改訂	・「第5期男女共同参画審議会」から「第2次男女共同参画プランの主要施策について」答申
2011年 (平成23年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足		・「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	
2012年 (平成24年)		・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		・人権男女共同参画課「人権男女共同参画担当」を人権政策課「男女共同参画・消費生活担当」に改称 ・春日市男女共同参画・消費生活センター「じよなさん」開設
2013年 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラム「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」提出 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)		
2014年 (平成26年)	・国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・日本再興戦略改定2014に『女性が輝く社会』の実現を掲げる		・人権政策課「男女共同参画・消費生活担当」を「人権男女共同参画担当」に改称 ・「春日市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2015年 (平成27年)	・国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク) ・UN Women日本事務局開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(通称:女性活躍推進法)」成立(施行:平成28年4月) ・「男女共同参画計画(第4次)」閣議決定	・「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	・「第8期男女共同参画審議会」から「第3次男女共同参画プランの主要施策について」答申
2016年 (平成28年)				
2017年 (平成29年)	・先進国首脳会議(G7)「ジェンダー平等のためのロードマップ」採択			
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		
2019年 (令和元年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「労働施策総合推進法」改正		・「春日市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2020年 (令和2年)				・「第10期男女共同参画審議会」から「第4次男女共同参画推進プランの主要施策について」答申

第4次 春日市男女共同参画推進プラン

令和3年3月

発行:春日市市民部 人権男女共同参画課

〒816-0806 春日市光町1丁目 73 番地

電話 092-584-1201(代表)

E-mail jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp